

令和4年度

包括外部監査報告書

(農業振興に関する財務事務の執行について)

令和5年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 瀬瀬和雅

目次

第1 監査の概要	1
【1】外部監査の種類	4
【2】選定した特定の事件	4
【3】包括外部監査の方法	5
【4】包括外部監査人補助者	6
【5】包括外部監査実施期間	6
【6】利害関係	6
第2 和歌山県の農業を取り巻く状況と概要	7
【1】農林水産部の概要について	7
1. 農林水産部の組織	7
2. 農林水産部の予算	7
3. 農林水産部の所掌事務	10
【2】和歌山県の農業について	13
1. 県の自然環境と農業生産物	13
2. 県の農業の現状と課題	18
【3】農業に関する計画について	20
1. 和歌山県果樹農業振興計画について	20
2. 農業振興地域整備基本方針について	24
3. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針について	26
第3 監査の結果及び意見（総論）	28
【1】監査の結果及び意見の一覧表	28
【2】重要な監査の結果及び意見の要約	29
1. 長期総合計画に基づいた事業の決定について（意見①）	29
2. 事務事業評価の公表について（意見②）	29
3. 事業評価の期間について（意見③）	30
4. 事業予算の効果的なあり方について（参考意見①）	31
第4 監査の結果及び意見（各論）	33
【1】各種計画	33
1. 概要	33
2. 監査の視点	39
3. 監査手続	39
4. 監査の結果及び意見	40
【2】農林大学校	43
1. 概要	43
2. 監査の視点	46

3. 監査手続	46
4. 監査の結果及び意見	46
【3】果樹試験場かき・もも研究所	50
1. 概要	50
2. 監査の視点	51
3. 監査手続	52
4. 監査の結果及び意見	52
【4】その他農業全般	57
1. 概要	57
2. 監査の視点	58
3. 監査手続	58
4. 監査の結果及び意見	58
【5】各事業内容	61
1. 農業委員会等運営事業	61
2. 6次産業化ネットワーク活動推進事業	62
3. 中山間地域等直接支払事業	62
4. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業	63
5. 多面的機能支払事業	63
6. 農林水産業競争力アップ技術開発事業	64
7. 県産品販路開拓コーディネート事業	64
8. わかやま紀州館運営事業	65
9. 国内大型展示会出展事業	66
10. 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進事業	67
11. わかやまブランド支援事業	68
12. 高級ブランド新構築事業	69
13. 国営造成施設管理事業	70
14. 国営事業等負担金事業	71
15. 国営造成施設管理体制整備促進事業	71
16. 県営畑地帯総合整備事業	72
17. 県営中山間総合整備事業	73
18. 基幹水利施設ストックマネジメント事業	74
19. 県営中山間地域ほ場環境整備事業	74
20. 県単小規模土地改良事業	75
21. 県営水利施設等保全高度化事業	75
22. 団体営農地耕作条件改善事業	76
23. 団体営農業水路等長寿命化事業	76
24. 県営ため池等整備事業	77

25. 地すべり防止対策事業	77
26. 中山間総合農地防災事業	78
27. 団体営ため池等整備事業	78
28. 次世代野菜花き産地パワーアップ事業	79
29. 日本一の果樹産地づくり事業	79
30. 農作物病虫害対策事業	80
31. わかやま農産物安心プラス強化事業	80
32. 農作物鳥獣害防止総合対策事業	81
33. 農地流動化支援事業	81
34. 攻めの農業実践支援事業	82
35. 和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業	82
36. 農業担い手対策事業	83
37. 地域農業再編普及活動事業	83
38. 農業近代化資金等運営管理事業	84
39. 養成事業	85

第1 監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件

1. 選定した特定の事件

農業振興に関する財務事務の執行について

2. 包括外部監査の監査対象部署

農林水産政策局及び農業生産局並びに関連事務を行うその他の課等

3. 包括外部監査対象期間

令和3年度（自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とした。

4. 特定の事件を選定した理由

日本の農業分野に関しては、主要先進国の中で最低水準の食料自給率、少子高齢化社会における農業人口の減少、地球温暖化・気候変動による農作物への影響といった深刻な問題があることに加え、昨今ではウクライナ情勢や円安を受けて穀物等の国際価格の高騰が見られるなど、今後も予断が許されない状況にあり、「外交」「経済」と並んで「食料」の安全保障の確保・強化が国家的な政策課題として注目されているところである。

県は恵まれた自然条件を生かした農業が盛んであり、特に果樹については、みかん・うめ・かき等が果実収穫量全国1位であるなど、全国有数の産地として知られている。農業を基幹産業の一つとする県にとっても、それらは優先度の高い問題であろうと推察する。監査テーマの選定に当たり、農業分野に着目したい背景には、「食料安全保障」という観点から、県の農政のあり方への関心と期待が今後高まっていくであろうとの考えがある。

県政に目を転じると、県では、県の10年後の未来を展望した「めざす将来像」を県民にわかりやすく示すとともに、その将来像の実現に向けた取組施策の基本的な方向を明らかにすることを目的として「和歌山県長期総合計画」を策定・更新している。

平成 29 年度から令和 8 年度を対象として策定された現行の計画では、県が目指す将来像の一つに「たくましい産業を創造する和歌山」が掲げられており、農業についても当該将来像を実現させるための各種施策が予定されている。そして、監査対象年度である令和 3 年度では、「攻めの農林水産業の推進」を新政策として掲げ、e-コマースを活用した販売の促進、生産基盤の強化、ICT 技術等の導入によるスマート化、新たな担い手を確保のため地域の受入体制の整備や新規就業者の育成支援の推進など、従来には見られなかった政策の推進により、農業の振興が企図されている。

このように、県の基幹産業である農業の振興について、その財務事務が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に資するものであると判断し、特定の事件を選定した。

【3】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- (1) 事務の執行は法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか
- (3) 契約に係る事務及び物品等の管理が適切に行われているか
- (4) 事務を執行する部局の組織体制や人員配置が適切に行われているか
- (5) 事務の執行にあたって庁内で十分な連携が行われているか
- (6) 補助金の目的は適切か、また公益上の必要性があるか
- (7) 補助金の交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか
- (8) 補助金額の算定方法及び交付時期は適切に行われているか
- (9) 補助事業の実績報告は適切に行われているか
- (10) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

2. 主な監査手続

- (1) 県の農業振興に関する概要の把握
- (2) 所管課からのヒアリング
- (3) 関連する法令・条例・規則・要領・要綱、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 試験研究機関及び農林大学校への視察
- (5) 収入支出、契約事務、補助金等に関するサンプルテスト
- (6) 比率分析等の分析的手続

【4】包括外部監査人補助者

公認会計士 山岡正人

公認会計士 村尾伸之

公認会計士 中井宏美

公認会計士 木津純菜

【5】包括外部監査実施期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

【6】利害関係

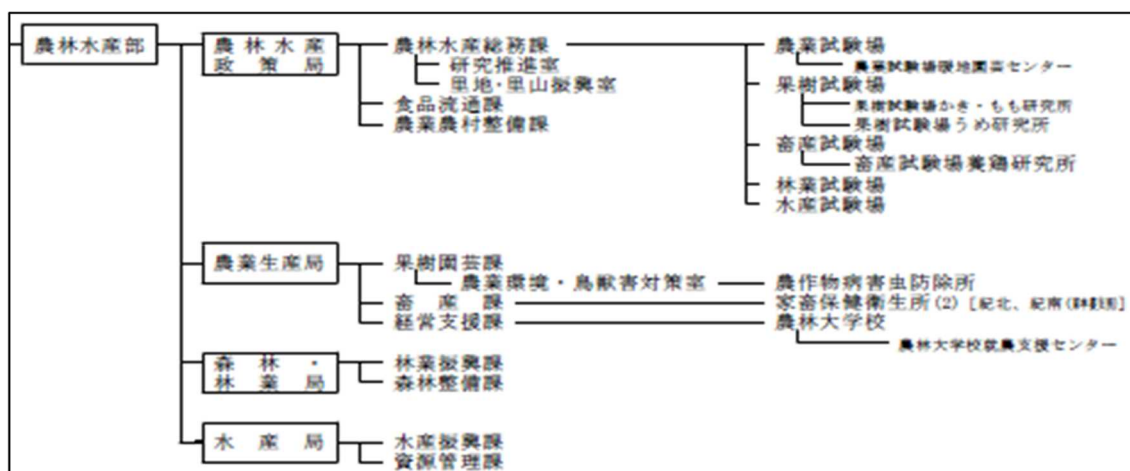
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 和歌山県の農業を取り巻く状況と概要

【1】農林水産部の概要について

1. 農林水産部の組織

農林水産部の組織については、以下のとおりである。



(出所：県ホームページに掲載されている組織図より抜粋)

2. 農林水産部の予算

(1) 一般会計

令和3年度の県の一般会計予算に占める農林水産部の一般会計予算は以下のとおりである。これによると、農林水産部予算は県予算の4.0%となっており、県予算が対前年度で増えている中で、農林水産部予算は減っている。

(単位：千円)

	令和3年度	令和2年度	比較	
	2月補正後現計 予算 (A)	2月補正後現計 予算 (B)	増減額 (A-B)	伸率
県 予 算	714,506,892	700,826,754	13,680,138	2.0%
農 林 水 産 部	28,342,267	31,409,207	▲3,066,940	▲9.8%
構 成 比	4.0%	4.5%		

(出所：県より入手「農林水産部決算概況」より作成)

また、上記予算額のうち、主要な事業予算とその内容は以下のとおりである。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (千円)	事業の説明
〔果樹園芸課〕 次世代野菜花き産地パ ワーアップ	201,511	野菜花きの産出額の増加を図るため、オランダ農業をモデルとしたICT等の新技術の導入や災害に強い施設園芸用ハウスの整備等、生産から流通、販売までの取組を総合的に支援
〔果樹園芸課〕 日本一の果樹産地づく り	110,893	日本一の果樹産地づくりに向けた競争力強化のため、産地と高級百貨店等マーケットが連携し、戦略品種の早期産地化や輸出産地の育成、マルチ栽培・スマート農機の導入等生産対策の強化を図る取組を総合的に支援
〔農林水産総務課〕 スマート農業技術導入 加速化	13,451	ICTやロボット技術等の先端技術を有するメーカー等と連携しながら、生産現場でスマート農業の取組を加速化
〔食品流通課〕 県産品販路開拓コーデ ィネット（農林水産物販促デ ジタル化促進）	21,600	eコマースを支援する専門家派遣やWEB用販売促進ツール等の作成を支援
〔食品流通課〕 県産品販路開拓コーデ ィネット（eコマースを 活用した販売促進～「お うちで和歌山」特設サイ トの拡充～）	26,000	県内事業者の商品情報を集約し、あらゆる県産品がすぐに購入できるポータルサイト「おいしく食べて和歌山モール」を開設
〔食品流通課〕 県産品の戦略的な販路 開拓	77,040	県産品の持つ魅力を様々な角度からPRするとともに、県内食品事業者の多様なニーズに応じた販路開拓の支援を行うなど、県産品の戦略的な販路開拓を推進
〔食品流通課〕 和歌山県農水産物・加工食 品輸出促進（和歌山梅酒ブ ランド化推進）	6,000	酒類の地理的表示（GI）の指定を契機に、欧州での梅酒プロモーションや主要酒類見本市への出展等を通じ、「和歌山梅酒」のブランド化を推進

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (千円)	事業の説明
〔経営支援課〕 攻めの農業実践支援	65,628	協業組織の育成と農協の営農参画を強力に推進するため、生産拡大や販売促進、人材育成等の取組を総合的に支援
〔経営支援課〕 農業経営発展サポート	11,816	農業経営者の経営発展意欲を高めるセミナーやわかやま農業MBA塾の開催、専門アドバイザー派遣等により、総合的に農業経営を支援
〔経営支援課〕 農業労働力確保対策	2,515	農業の労働力不足を解消するため、JAグループと連携し、求人情報を発信
〔経営支援課〕 わかやま版新規就農者 産地受入体制整備	20,289	新規就農者の確保を図るため、「産地提案型就農モデルプラン」により産地から求める人材を発信する取組を支援するとともに、本県農業の魅力伝える動画や様々な就農に関する情報を新規就農支援サイトで一元的に発信
〔経営支援課〕 農業担い手対策	276,187	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農相談等を行うとともに、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後に資金を交付
〔経営支援課〕 「匠」の技術伝承	378	優れた技術を次世代に伝承するため、卓越した栽培技術を持つ農業者を「匠」として認定するとともに、「匠」と継承希望者とのマッチングを支援
〔経営支援課・林業振興課〕 農林大学校運営	136,644	農林業で活躍する人材を育成するため、農林大学校（農学部・林業研修部）を運営
〔果樹園芸課〕 農作物病害虫対策（クビアカツヤカミキリの防除対策）	33,623	クビアカツヤカミキリの防除対策のため、調査、防除試験、啓発等を行うとともに、被害樹の伐採経費を補助

(出所：「令和3年度予算の概要」より抜粋)

(2) 特別会計

農林水産部には特別会計（基金）があり、その令和3年度の予算については以下のとおりである。

（単位：千円）

会計名	令和3年度当初	令和2年度当初	比較	
	歳出予算額 (A)	歳出予算額 (B)	増減額 (A-B)	伸率
農林水産振興基金	218,425	277,974	▲59,549	▲21.4%

（出所：「令和3年度歳入歳出予算事項別明細書」より抜粋）

3. 農林水産部の所掌事務

農林水産部の事業分掌は、以下のとおりである。

部署		業務内容
農林水産政策局	農林水産総務課	農林水産業振興施策の総合的企画・調整・検査を担当
	研究推進室	農業・畜産・林業・水産の試験研究全般の企画調整を担当
	里地・里山振興室	里地里山などの農村環境の保全や活用に加え、農業遺産をはじめとする伝統農法の維持継承などを推進を担当
	食品流通課	農産物をはじめとする県産品の販路拡大・流通対策、輸出対策を担当
	農業農村整備課	土地改良法関係、施設管理、農業農村整備の計画・調整、農業基盤・農村環境・農地の保全施設等の整備を担当
農業生産局	果樹園芸課	農産物の生産振興、農業の構造改善、都市農村交流の推進を担当
	農業環境・鳥獣害対策室	環境保全型農業、肥料・農薬の適正使用、鳥獣害対策、適正狩猟の推進を担当
	畜産課	畜産業振興のための企画・指導・支援を担当
	経営支援課	農協等の指導、金融支援、農業技術・経営の指導、農業の担い手確保・育成、農地の利活用を担当
森林・林業局	林業振興課	林業振興のための企画・指導、紀州材の需要拡大、山村資源の活用、山村資源の活用、山村地域の生活環境整備を担当

部署		業務内容
	森林整備課	森林の造成・保全、山地災害の防止、森林・緑の活用促進、紀の国森づくり基金の活用を担当
水産局	水産振興課	水産業振興のための企画・指導・支援等を担当
	資源管理課	水産資源の管理・保護、漁業取締・調整・許可等を担当
地方機関 (試験場等)	農業試験場	野菜、花き、水稻の品種選定、栽培管理、病虫害防除、土壌肥料、農業経営に関する試験研究のほか、地球温暖化対策や環境に優しい農業生産技術の開発の実施
	暖地園芸センター	特産花きや野菜（スターチス、実エンドウ等）のオリジナル品種育成や生産技術の開発等の試験研究の実施
	果樹試験場	かんきつ類の新品種育成や高品質安定生産、病虫害防除、土壌管理などの技術開発、獣害防止技術の実証などの試験研究の実施
	かき・もも研究所	かき・もも等の高品質果実安定生産、新品種の育成、軽労化・省力化、病虫害の生態解明と防除法の確立などの技術開発の実施
	うめ研究所	うめの高品質安定生産、新品種の育成、新加工商材の開発、エコ農業の推進などの試験研究の実施
	畜産試験場	熊野牛の改良・増殖、高級牛肉の生産技術の確立、飼育管理技術、飼料作物、家畜ふん尿や未利用有機物の堆肥化、イノブタの飼養管理技術などに関する試験研究、優良家畜、受精卵、凍結精液、イノブタの交配などの実施
	養鶏研究所	ニワトリの飼育管理技術、品種改良・増殖、疾病予防、環境保全のための鶏糞処理技術などの試験研究や資料の成分分析などの実施
	林業試験場	森林の環境調査や管理技術の開発、森林病虫害の被害対策、有用な品種の開発と苗木増殖技術、紀州材の利用・加工技術の開発、山菜・キノコ・花木類の安定生産技術に関する試験研究の実施

部署		業務内容
	水産試験場	海面・内水面漁業を対象に、水産資源の持続的な利用管理技術、漁場の環境保全、増殖技術開発などの試験研究や、調査船や人工衛星による海況・漁況の継続した調査研究と情報提供の実施
	農林大学校	県の農林業の担い手を育成する教育及び研修の実施を担当

(出所：県ホームページより抜粋、一部加工)

なお、農林水産部以外に、農業振興に関係している部局として以下のものがある。

部署		業務内容
企画部 地域振興局	移住定住推進課	過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、県への移住・交流の推進を担当
環境生活部 県民局	食品・生活衛生課	食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を担当
県土整備部 道路局	道路建設課	県が管理する道（農道及び林道を含む）の整備を担当
河川・下水道局 港湾空港局	下水道課	下水道等の汚水処理施設の整備を行い、清潔で快適な生活環境を確保を図るため、農業集落排水事業の企画、調整及び指導等も担当
	港湾漁港整備課	港湾、漁港及び海岸の計画を立案し、整備・保全を行い交通機能の充実及び県土の保全を担当

(出所：県行政組織規則)

【2】和歌山県の農業について

1. 県の自然環境と農業生産物

和歌山県は南北の距離が長く、北部と南部では気候が異なり、和歌山市など県北部は瀬戸内海式気候（せとないかいしききこう）に属し、年間を通じて天気や湿度が安定しており、降水量も少なくなっている。一方、県南部は太平洋岸式気候（たいへいようがんしききこう）に属し、黒潮の影響を受け温暖で台風の影響を受けやすく極めて降水量の多い地域もある。また、日照時間が長く、夏は比較的涼しく冬は暖かい傾向がみられる。

県は、上記のような豊かな自然のもと、各地域の立地条件、気象条件を生かして多様な農産物が生産されている。なかでも柑橘類を中心に様々な果物が生産されている全国有数の果物産地である。

県で主に生産・収穫されている農林水産物を図に表すと次のとおりである。

和歌山県の農林水産物



(出所：県ホームページ「和歌山県の農林水産業」より抜粋)

また、県の農業の特徴を各種指標で表すと以下のとおりであり、これらの数値からも果樹生産が盛んであることが読み取れる。

《主要指標》

I 和歌山県の農林水産業の特徴

1 和歌山県農林水産業の主要指標

	農 業			林 業			水 産 業		
	単 位	数 値	率	単 位	数 値	率	単 位	数 値	率
担 人 々	農 家	25,263		林 家	9,346				
	農業経営体	18,141		林業経営体	340		漁業経営体	1,581	
	個人経営体	17,976	100.0				うち個人経営体	1,535	
	うち主業経営体	5,732	31.9						
	うち準主業経営体	2,104	11.7						
	うち副業的経営体	10,140	56.4						
	うち基幹的農業従事者(個人経営体)	27,202		林業就業者	1,145		漁業就業者	2,402	
	団体経営体	165		うち主として林業に就業していた者	916		うち自営漁業就業者	1,594	
基 盤	耕地	31,600	100.0	森林面積	361,253		漁船	4,011	100.0
	水田	9,260	29.3	民有林	344,155	95.3	ジーゼル	2,619	65.3
	樹園地	20,000	63.3	人工林	206,864	57.3			
	普通畑	2,250	7.1	天然林	128,007	35.4			
	耕地利用率	90.3		人工林ha当蓄積	487				
産 出 額	農業産出額	1,104	100.0	林業産出額	3,820	100.0	漁業産出額	12,693	100.0
	米	78	7.1	木材	1,400	36.6	魚類	4,769	37.7
	果実	759	68.8	木炭	840	22.0	水産動物類	1,185	9.3
	うちみかん	292	26.4	その他特用林産物	1,580	41.4	海産ほ乳類	29	0.2
	うちうめ	217	19.7				貝類	94	0.7
	野菜	141	12.8				海藻類	87	0.7
	花き	53	4.8				海面養殖業	6,529	51.4
	畜産	35	3.2						
	所得	生産農業所得	453						

〔利用上の注意〕

農家調査は販売農家を抽出単位とし、センサスで確定された経営組織区分と県内農業地域に基づき部分母集団を設定した上で、部分母集団別に系統抽出された農家を対象とする標本調査であるため、その調査結果は推計による県計値となる。

(農林業の令和2年2月1日現在の数値は、2020年農林業センサスより)

(水産業を担う人々の数値は2018年漁業センサス、漁船の数値は「県漁船統計表」より)

※海面養殖業産出額については、平成29年より種苗の算出額が計上されないこととなり、平成19年以降の数値は種苗の算出額が含まれないものに修正されたため、平成18年以前と平成19年以降では連続しない。

《農業産出額及び生産農業所得》

2 和歌山県の農業の特徴

1) 農業産出額の構成及び生産農業所得

和歌山県の農業産出額の構成は全国・近畿とは大きく異なり、果実の構成比が68.8%と半分以上を占め果樹農業に特化している。

全 国 畜産>野菜>米 >果実>花き

近 畿 米 >野菜>果実>畜産>花き

和歌山 果実>野菜>米 >花き>畜産

単位：億円、%

令和2年	和歌山県		近 畿		全 国		全国シェア (①/②)	順 位
	金額①	構成比	金 額	構成比	金 額②	構成比		
農業産出額	1,104	100	4,549	100	89,557	100	1.2	29
米	78	7.1	1,182	26.0	16,551	18.5	0.5	42
野 菜	141	12.8	1,099	24.2	22,520	25.1	0.6	37
果 実	759	68.8	962	21.1	8,741	9.8	8.7	3
花 き	53	4.8	160	3.5	3,080	3.4	1.7	20
畜 産	35	3.2	931	20.5	32,279	36.0	0.1	45
そ の 他	38	3.4	215	4.7	6,386	7.1	0.6	29
生産農業所得	453		1,701		33,621		1.3	27
農業産出額に占める 生産農業所得の割合	41.0		37.4		37.5			

(令和2年生産農業所得統計)

《基幹農作物の全国シェア》

2) 本県基幹農作物の全国シェア（全国5位以内）

果樹王国「わかやま」
 令和2年産出額全国順位
 みかん 1位（全国シェア 18.3%） うめ 1位（全国シェア 65.2%）
 かき 1位（全国シェア 19.8%） もも 5位（全国シェア 7.6%）

令和2年 農作物名	産出額		全国シェア (%)	1位	2位	3位	4位	5位
	和歌山県 (億円)	全 国 (億円)						
みかん	292	1,594	18.3	和歌山	愛媛	静岡	熊本	佐賀
うめ	217	333	65.2	和歌山	群馬	長野	福井	宮城
かき	86	434	19.8	和歌山	奈良	福岡	岐阜	愛知
はっさく	35	48	72.9	和歌山	広島	愛媛	徳島	香川
セミノール	3	5	60.0	和歌山	三重	愛媛	静岡	
さやえんどう	25	218	11.5	鹿児島	和歌山	愛知	熊本	北海道
スターチス	18	46	39.1	北海道	和歌山	長野	千葉	鹿児島
いちじく	12	71	16.9	愛知	和歌山	兵庫	福岡	大阪
清見	6	27	22.2	愛媛	和歌山	佐賀	大分	広島
不知火	13	167	7.8	熊本	愛媛	和歌山	佐賀	鹿児島
キウイフルーツ	13	94	13.8	愛媛	福岡	和歌山	神奈川	香川
宿根かすみそう	5	37	13.5	熊本	福島	和歌山	北海道	高知
ししとう	2	59	3.4	高知	千葉	和歌山	山形	徳島
いよかん	1	48	2.1	愛媛	佐賀	和歌山	山口	静岡
ネーブルオレンジ	1	12	8.3	静岡	広島	和歌山	愛媛	熊本
すもも	10	92	10.9	山梨	長野	山形	和歌山	福岡
なつみかん	3	51	5.9	鹿児島	熊本	愛媛	和歌山	三重
ガーベラ	2	35	5.7	静岡	福岡	長崎	和歌山	愛知
もも	45	592	7.6	山梨	福島	岡山	長野	和歌山
ぼんかん	3	39	7.7	愛媛	鹿児島	高知	熊本	和歌山

※全国で産出額が50億円以上（花きについては30億円以上）の品目で、本県が5位以内のもの（令和2年生産農業所得統計）

※本編での「えんどう」とは、うすいえんどう、きぬさやえんどう、オランダを合算したもの

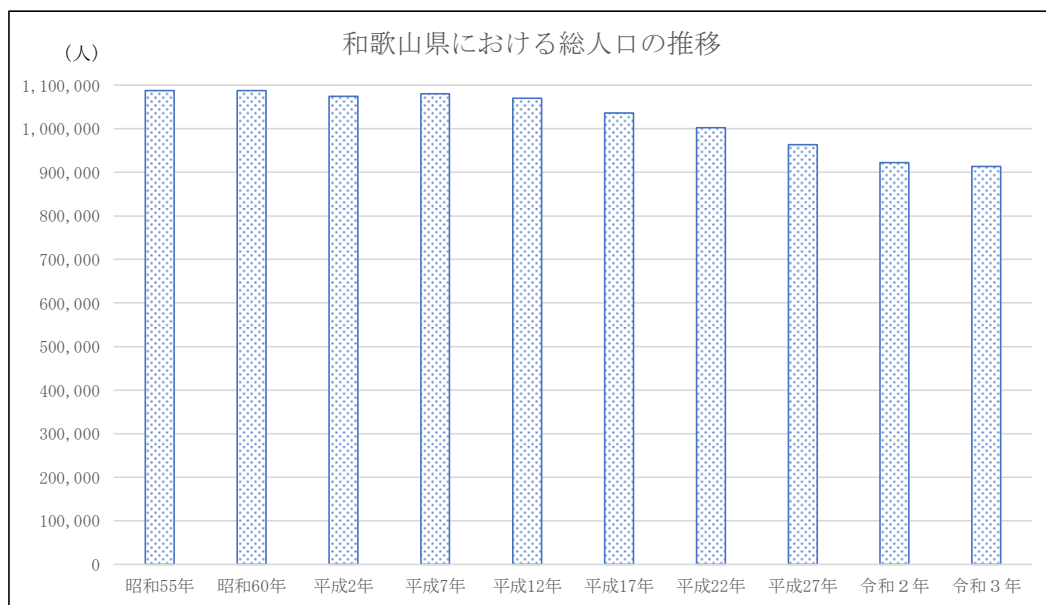
（出所：いずれも県ホームページ「和歌山県の農林水産業」より抜粋）

2. 県の農業の現状と課題

(1) 人口推移

近年、県の人口は減少を続けており、平成 27 年の国勢調査で 100 万人を切って以降、令和 3 年には約 91 万 4 千人となっている。

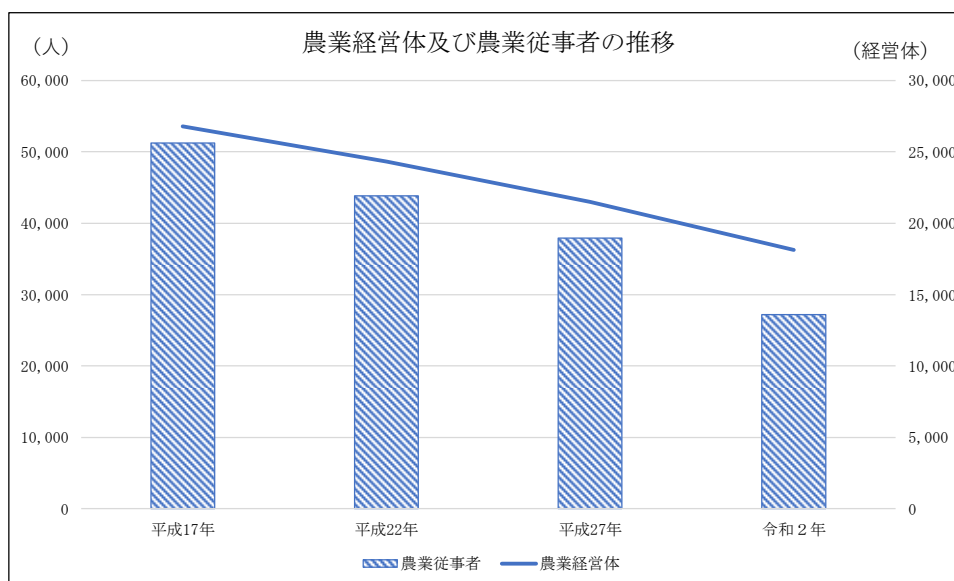
今後の人口・世帯数の将来推計を国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」から見ても、県の人口は減少を続け、令和 7 年には 90 万人を切り、令和 17 年にはいよいよ 80 万人を切って、78 万 1 千人になると予想されている。



(出所：県ホームページ「和歌山県推計人口について」より監査人作成)

(2) 農業従事者の推移

県の農業経営体及び農業従事者は年々減少しており、令和 2 年度で 18,141 経営体・27,202 人となっている。人口減少と少子高齢化に伴う、国内市場の縮小等の影響により年々減少している。



(出所：農林水産省「農林業センサス」より監査人作成)

(3) 現状と課題

県の農業における現状と課題としては、以下の事項が挙げられる。

①農業の振興

- 産出額の62% (2015 (平成27) 年度) を果実が占めており、全国に比べて特異な構成である。
- 人口減少や高齢化による国内市場の縮小や、貿易自由化の進展による安価な外国産農畜産物との競合等により、収益性の悪化が懸念される中で、海外への販路開拓なしに農家の飛躍的な成長は望めない状況である。
- 近年、消費者の安全・安心で機能性の高い農畜産物を求める声が高まっている。
- 農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や水利施設の老朽化が進んでいる。
- みかんや梅等単一品目の専作経営は、価格変動や、台風・集中豪雨等の被害により収入が不安定となるリスクがある。

②農林水産業の担い手確保

- 農林水産業就業者数は年々減少するとともに、高齢化が進行している。
- 近年のグローバル化により、安価な外国産農畜産物が流入し、今後一層の競争力強化が求められる中で、優れた経営感覚や高い技術を持った担い手や地域の中核となる人材を育成する必要がある。
- 自営による新規就農は、農業法人に雇用される場合と比べ、農地や資金の確保、栽培技術の習得の面で、ハードルが高くなっている。

(出所：「和歌山県長期総合計画 (2017年～2026年)」より一部抜粋、加工)

【3】農業に関する計画について

1. 和歌山県果樹農業振興計画について

「果樹農業の振興を図るための基本方針の策定に伴う都道府県における果樹農業の振興を図るための計画の作成及び関係機関の連携・協力体制の構築について」（令和2年6月10日付け2生産第493号 農林水産省生産局長通知）にて、以下の方針が示されている。

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）第2条第1項及び果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号。以下「施行令」という。）第1条の規定に基づき、令和12年度を目標年度とする果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）が本年4月に策定されたところである。

新たな基本方針は、今後の果樹農業振興の基本的な方向を明らかにし、果振法第2条の3の規定に基づき、都道府県が作成する果樹農業の振興を図るための計画（以下「振興計画」という。）等の関連施策の運用の指針とするとともに、その内容に沿って、関係機関の連携・協力の下に果樹農業の振興が図られるよう示されたものである。

については、基本方針の策定に伴う都道府県における振興計画の作成と関係機関の連携・協力体制の構築に関し、別紙の内容に沿って円滑な実施が図られるようご配慮いただきたい。

これを受けて、各都道府県は果樹農業の振興に関する方針や目標等を定めた「果樹農業振興計画」を策定することができることとなっているため、県としても「和歌山県果樹農業振興計画書」を令和3年3月に策定している。

「和歌山県果樹農業振興計画書」の主な策定内容は以下のとおりであり、主に果樹農業の振興に関する方針、栽培面積その他果実の生産の目標（生産目標数値）等を基本方針と同じ令和12年度を目標に定めているものである。

目 次

1 果樹農業の振興に関する方針	-----	1
(1) 基本的な考え方	-----	1
ア 果樹農業の振興に関する基本方針	-----	1
イ 果樹の種類別の振興方針	-----	7
ウ 地域別振興方針	-----	10
2 栽培面積その他果実の生産の目標（生産目標数値）	-----	12
3 その区域の自然的・経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標	-----	13
(1) 栽培に適する自然的条件に関する基準	-----	13
(2) 近代的な果樹園経営の指標	-----	14
ア 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間	-----	14
イ 目標とすべき経営類型	-----	15
4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項	-----	16
(1) 生産基盤の整備に関する基本方針	-----	16
(2) 園内道等の生産基盤の整備	-----	16
5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項	-----	17
(1) 果実の流通の合理化の基本方針	-----	17
(2) 果実の用途別出荷量の見通し	-----	17
(3) 選果施設の整備	-----	18
6 果実の加工の合理化に関する事項	-----	19
(1) 果実の加工に関する基本方針	-----	19
(2) 果樹の品目別の方針	-----	19
ア うんしゅうみかんの加工		
イ うめの加工		
ウ その他果実の加工		

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 基本的な考え方

ア 果樹農業の振興に関する基本方針

果樹農業は、国土保全機能や中山間地の振興に大きな役割を果たし、その果実は、健康維持に欠かせないビタミン、ミネラル、食物繊維、ポリフェノール等の重要な供給源であり、四季を通じて豊かで潤いのある生活をもたらしている。

本県の果樹は、産出額で65%、面積で64%を占める県農業の基幹であり、地域の気象条件等の特性に応じた多様な品目が栽培され、中でも、みかん、うめ、かきの産出額が全国1位、ももが全国5位を誇っている（令和元年）。

その一方では、貿易協定締結に伴う安価な輸入果実の増加や新型コロナウイルス感染症の影響、老木園・耕作放棄地の増加、担い手の減少や高齢化など多くの課題に直面している。

このため、生産面では、優良品種等への改植や傾斜地における生産性の向上、園地の集積・集約化などが重要である。また、ICT技術を活用したスマート農業の推進、気候変動に対応した新品種・新技術の開発、鳥獣被害・新病害虫への対策が急がれている。

販売面では、ネット通販や高品質な加工品の開発など、消費者の多様な購買行動に対応するとともに、出荷規格の見直しやパレット輸送などの選果・流通段階での省力化・省人化が求められる。また、輸出を促進するため、新たな市場の開拓と産地の育成が重要となっている。

このような中、国においては、令和2年4月に公表した新たな果樹農業振興基本方針の中で、人口減少が本格化する社会にあっても、果樹農業の持続性を高めながら成長産業化を図るには、供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した生産力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換していく必要があるとしている。

こうした状況を踏まえ、本県果樹産地の生産力を高め、果樹農家の経営安定と所得向上、将来世代への円滑な継承等を実現するため、今後10年間の果樹振興に関する基本方針を次のとおりとする。

2 栽培面積その他果実の生産の目標（生産目標数値）

生産者の高齢化や後継者不足が更に進行することから、栽培面積、生産量の減少が見込まれる品目もあるが、基幹品目であるみかん、うめ、かき、ももを中心に優良農地の確保と担い手への集積を進めるとともに、園地の若返りや優良品種等への転換、スマート農機の導入や生産基盤の整備、さらには産地を支える担い手の育成・確保等に取り組み、果樹産地の維持・発展を図る。

区分 対象果樹の種類	栽培面積								生産量		
	現況 平成30年度栽培面積①	令和12年度目標		増減の要因				現況 平成29-30年度生産量平均③	令和12年度目標		
		栽培面積②	現況対比②/①×100	増加		減少			生産量④	現況対比④/③×100	
				新植または果樹以外からの転換	他の果樹からの転換	廃棄や果樹以外への転換	他の果樹への転換				
ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	t	t	%		
うんしゅうみか、極早生	1,000	960	96	5	35	47	33	20,400	19,600	96	
早生	3,520	3,410	97	1	28	111	28	72,350	72,700	100	
普通	2,990	2,930	98	0	22	72	10	57,150	57,700	101	
みかん小計	7,500	7,300	97	6	85	230	71	149,900	150,000	100	
はっさく	961	944	98	0	2	9	10	19,750	19,700	100	
常見	290	273	94	0	1	5	13	5,465	5,200	95	
その他 のかん	273	294	108	0	22	2	0	5,500	6,300	115	
なつみかん	127	114	89	0	0	10	4	2,530	2,200	87	
きつ類 の果樹	104	99	95	0	5	8	2	1,405	1,300	93	
なつみかん	59	47	80	0	0	6	6	840	600	71	
いよかん	45	32	72	0	0	5	8	833	600	72	
その他	371	375	101	3	10	5	4	5,384	6,100	113	
その他かんきつ小計	2,230	2,177	98	3	40	49	47	41,706	42,000	101	
うめ	5,410	5,300	98	23	26	125	35	63,350	60,000	95	
かき	2,560	2,400	94	4	65	183	46	43,350	40,000	92	
もも	749	710	95	2	0	31	10	(7,420)	7,500	101	
ずもも	292	270	92	8	0	24	7	2,650	2,500	94	
キウイフルーツ	156	174	112	2	20	2	2	3,525	3,800	108	
ぶどう	101	99	98	1	0	3	0	(1,151)	1,000	87	
いちじく	95	96	101	0	5	4	0	2,228	2,300	103	
びわ	38	32	84	0	0	6	0	153	100	65	
なし	16	13	81	0	0	3	0	(283)	250	88	
さんしょう	167	156	93	0	0	11	0	502	500	100	
その他	53	48	91	0	5	10	0	(42)	50	119	
かんきつ以外小計	9,637	9,297	96	40	121	402	100	124,654	118,000	95	
合計	19,367	18,764	97	49	246	680	218	316,260	310,000	98	

注1) 栽培面積及び生産量の内訳と合計は、四捨五入の関係で一致しない。

注2) 平成29、30年度の栽培面積及び生産量は農林水産統計、市町村別統計および特産果樹生産動態等調査による。

注3) 生産量現況の()は平成29、30年度の統計数値がないため、前計画の反収から求めた。

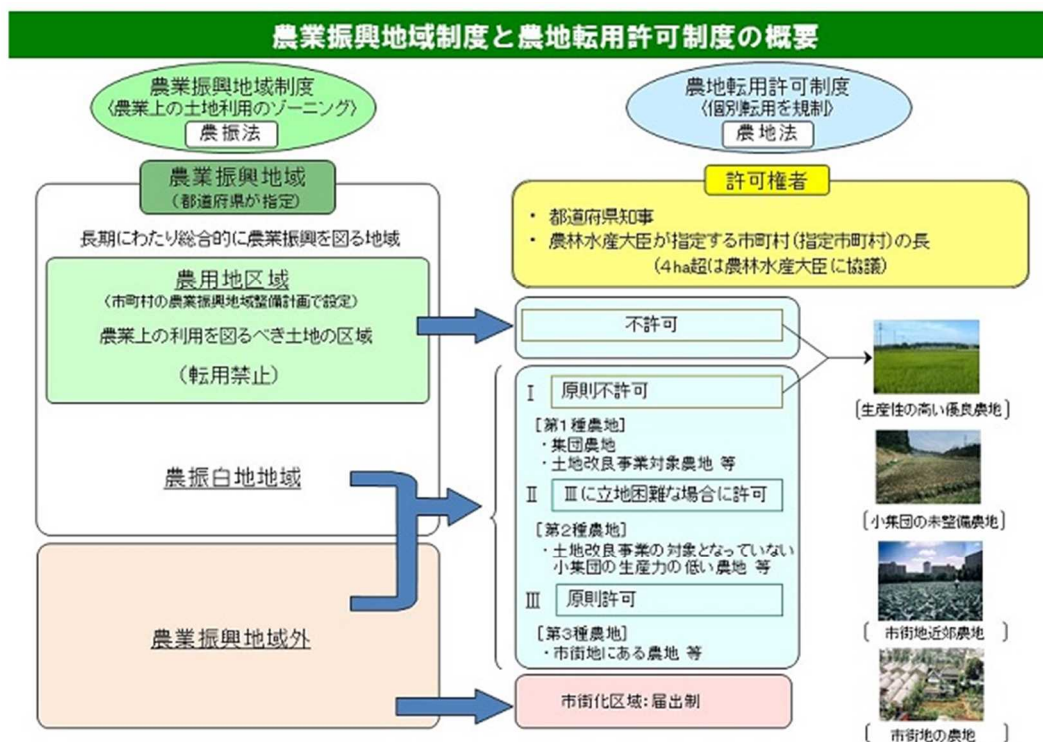
また、ももは平成29年度せん孔細菌病が多発したため、30年度の数値を現況とした。

(出所：「和歌山県果樹農業振興計画書」より抜粋)

2. 農業振興地域整備基本方針について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条の2の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）が示されており、この考え方が、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に反映されることとなる。

なお、農業振興地域制度の概要は下図のとおりである。



※農地の転用を行うには農用地区域の変更が必要

（出所：農林水産省ホームページより抜粋）

この農業振興地域制度のもと、県においても、基本指針の考え方に基づいて「農業振興地域整備基本方針」を定めており、そこで策定している主な内容は次のとおりである。

農業振興地域整備基本方針 目 次

はじめに

第 1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項 -----	1
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方 -----	1
2	農用地等の確保のための施策の推進 -----	2
3	農業上の土地利用の基本的方向 -----	3
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の 位置および規模に関する事項（指定予定地域） -----	5
第 3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 -----	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向 -----	10
2	農業地帯別の構想 -----	10
3	広域整備の構想 -----	12
第 4	農用地等の保全に関する事項 -----	13
1	農用地等の保全の方向 -----	13
2	農用地等の保全のための事業及び活動 -----	14
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 -----	15
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 -----	15
2	農業地帯別の構想 -----	15
第 6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項 -----	18
1	重点作物別の構想 -----	18
2	広域整備の構想 -----	19
第 7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 -----	20
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向 -----	20
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 -----	20
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動 -----	20
第 8	第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な 就業の促進に関する事項 -----	21
1	農業就業者の安定的な就業の促進の目標 -----	21
2	農村地域における就業機会の確保のための構想 -----	21
第 9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好 な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 -----	22
1	生活環境施設の整備の必要性 -----	22
2	生活環境施設の整備の構想 -----	22

（出所：「農業振興地域整備基本方針」より抜粋）

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としている。この法律に基づいて、各都道府県には「農業経営基盤強化促進基本方針」の作成が求められており、県もこれを策定している。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1 本県農業の現状・課題	1
2 めざす方向	1
3 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保	1
(1)効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき水準	1
(2)新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準	2
(3) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成のための取組	2
ア 優良農地の確保	2
イ 農地の集積・集約化	2
ウ 農業経営の安定化	2
エ 多様な担い手の育成・確保	2
オ 生産性の向上	3
カ 国内外に向けた販路拡大・販路促進	3
キ 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給	3
ク 地域別の取組	3
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
1 経営モデル	5
(1)紀北地域	5
(2)有田地域	7
(3)日高・紀南地域	8
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	11
(1)生産方式	11
ア 作付体系等	11
(ア) 紀北地域	11
(イ) 有田地域	11
(ウ) 日高・紀南地域	11
(エ) 山間地域	12
(オ) 果樹	12
(カ) 野菜・花き	12
(キ) 水稲	12
(ク) 畜産	12
イ 新しい技術等	12
(ア) 新技術の開発・導入	12
(イ) 県オリジナル品種の育成・普及	13
(ウ) 安全・安心で環境にやさしい農業生産の推進	13

(エ) 鳥獣害対策の実施	13
ウ 優良農地の確保と担い手への集積・集約	13
(ア) ほ場整備・圃地改良による集積・集約	13
(イ) 農地中間管理事業の活用	13
(2) 経営管理の方法	13
ア 雇用型経営への転換・農業経営の法人化	13
イ 複合経営・経営の多角化	14
ウ 優れた経営感覚の育成	14
(3) 農業従事の態様	14
ア 農作業の省力・効率化	14
イ 農作業受託組織等の育成及び労働環境の整備	14
ウ 女性の活躍促進	14
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	15
1 経営モデル	15
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	15
(1)生産方式	15
(2)経営管理の方法	15
(3)農業従事の態様	15
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	15
第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	16
第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	17

(出所：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」より抜粋)

第3 監査の結果及び意見（総論）

【1】 監査の結果及び意見の一覧表

本年度の包括外部監査に係る指摘については、33頁以降の「第4 監査の結果及び意見（各論）」に、事務ごとに取りまとめているところである。本章では、監査の指摘及び意見を事務の性質ごとに次の一覧に整理した上で、質的に重要と思われる事項（○印を付したもの）を取り上げている。

監査の結果及び意見	区分		該当ページ
【各種計画】			
長期総合計画に基づいた事業の決定について	意見①	○	40
事務事業評価の公表について	意見②	○	40
事業評価の期間について	意見③	○	41
【農林大学校】			
農林大学校独自の中長期的な目標及び成果指標の設定について	意見④		46
農林大学校の学校評価シートについて	意見⑤		47
農林大学校の学生に対する授業評価アンケートについて	意見⑥		47
農林大学校の入学検討者への下宿情報の提供について	意見⑦		47
農林大学校への設備投資の予算について	意見⑧		48
県の子供・若者へのサポートについて	意見⑨		49
【果樹試験場かき・もも研究所】			
広報全般について	意見⑩		52
備品の登録方法について	意見⑪		53
害虫問題への懸念について	意見⑫		54
小口現金の前渡資金受払計算書への承認行為の効率化について	意見⑬		55
【その他農業全般】			
事業予算の効率的なあり方について	参考意見①	○	58
県独自の品種の周知・保全について	意見⑭		59
【各事業内容】			
公募型プロポーザル審査要領について	意見⑮		65

指摘 - 項目
意見 16 項目

なお、特定の事件を選定した理由で述べたように、「和歌山県長期総合計画」に掲げられている将来像を実現させるための各種施策が実施されるとともに、農業に関する新政策も掲げられているなど、農業の振興が企図されていることから、今後の計画や農業全般に対する県としての方向性に関する提言等を意見として取りまとめたものが多い結果となっている。

【2】重要な監査の結果及び意見の要約

1. 長期総合計画に基づいた事業の決定について（意見①）

県が長期的に達成したい将来像とその実現に向けた基本的方向性を示したものとして長期総合計画があり、実施する事業はその長期総合計画において示された施策として位置づけられるべきであるため、基本的には長期総合計画を念頭に置いて各年度の事業が計画されている。

しかし、長期総合計画の期間の途中で国の方針変更があったり、時勢に適った事業が必要になったりすることがあり、長期総合計画に対する事業の位置づけが見え難い状況が窺える。言い換えると、各年度の各事業は、おおよそ長期総合計画に紐づけられているが、長期総合計画で掲げた重点施策に係る事業がバランスをもって展開されない恐れがあるように見受けられる。例えば、長期総合計画の「Ⅱ 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給」に関しては4事業が展開されているが、「Ⅲ 生産性の向上」に関しては20事業が展開されている。

長期総合計画において示された目標の達成に向けて、計画期間にわたって年度ごとのバランスを図り、全体的に整合がとれた事業の計画・展開がなされていることが伝わるよう工夫することが望ましい。

なお、実務上、長期総合計画と事業を決定するタイミングが同時期ではない場合もあることから、長期総合計画と事業が全て紐づくことは難しいものの、各事業が長期総合計画での指標（KPI）にどう寄与するかを明確にして、実施した事業の成果を事後的に評価できるようにすることが求められる。

2. 事務事業評価の公表について（意見②）

事務事業評価は知事の決裁を得て、平成29年度に全庁的に廃止されている。廃止の理由は、予算折衝における手続との重複感を解消することにあつたとのことである。

“予算審議（査定）において、過年度の実績を踏まえて、事業継続の必要性や事業費の十分性などを原課と財政課との間で協議していること”と“事務事業評価の手続として行うこと”とは内容的に類似するため、その重複感が対応する原課の負担となるであろうことは理解できる。それゆえ、管理（間接）業務の負担を軽減するため、同じような手続を合理化することは必要なことであり、その観点において事務事業評価を廃止したことを否定するものではないが、廃止によって、事務事業評価の本来趣旨が蔑ろにされているとすれば、事務事業評価の廃止は全面的に肯定し得るものではない。

事務事業評価は、当該事業の目的が達せられたかどうか（期待された成果の実現に至ったかどうか）、事業実施について評価するものであり、その評価をもって次年度以降の事業継続の可否、事業費の規模を決める参考とすることに意義がある。

現在は、行動計画として位置づけられた「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において詳しい行動指標が設定されており、その指標達成に向けて事業を実施した結果をもとにした行動指標の達成度合いが公表されている。しかし、個々の事業に関しては、予算審議において実績の振返りが行われるものの、どのような振返りがなされたかは県民の知れるところになっておらず、県が実施した事務事業の成果等がどうであったかの評価について、県民に対する説明責任が果たされているとは言えない。

すべての事務事業について評価することまでは求めないものの、県が主体的に実施する県費による事務事業については、一定の基準を設けて、質（目的や内容）・量（金額）の観点から重要性のある事業については事業評価を行い、県民に対して事業の成果等を説明する責任を果たすべきである。

3. 事業評価の期間について（意見③）

果樹園芸課が所管する「日本一の果樹産地づくり事業」は、平成 30 年度までは「果樹産地競争力強化総合支援事業」として実施されていた事業である。5年の事業期間を迎えたことを受け、令和元年度からは新政策の位置づけで、「日本一の果樹産地づくり事業」として5年の事業期間で進められている。

令和元年度に新政策としての審議が行われた際、前身の「果樹産地競争力強化総合支援事業」については実績の振返りにとどまり、5年間の成果を総括した形での事業評価は明確には行われていない（審議の中で口頭にて説明は行われたとのこと）。特に平成 30 年度までの事業は、施設整備の補助（ハード面）が中心であり、施設整備したことが実績とされている。

施設整備補助は、施設整備をもって能力を向上、ひいては生産高（取引高）を増やすといった目的で行われることが一般的である。補助事業にはハード事業とソフト事業の両面があるが、いずれにおいても「実施」は「実績」ではあるものの、補助の目的において「成果」とは言えない。特に農業の場合、生産に係わる成果を得ようとするれば、相当の時間を要する場合がある。

新政策の審議でも、本来的な目標（指標）に対して実績がどのように寄与したかが評価されるべきところ、そうした視点からの評価は行われていない。事業の内容によっては、5年で成果を測り、適切に評価することができない場合が往々にして

考えられるが、現状のままでは補助事業としてのあり方を適切に評価することはできない。

それゆえ、補助事業については、事業目的の達成に値する「成果」を定義し、指標を設定するとともに、補助期間にとらわれず、事業内容に応じて、成果を測定するに適した期間をもって評価する必要があると考える。

4. 事業予算の効果的なあり方について（参考意見①）

第2【1】2.にあるように、令和3年度決算における県全体の歳出額は7,145億円であり、そのうち農林水産部においては283億円（4.0%）となっている。これには林業と水産業が含まれているため、農業に限るとさらに少ない金額となる。

県は長期総合計画をはじめとする各種計画等において、第一次産業である「農業」が盛んであることを強調している。

（3）特色ある産業

（中略）

また、本県では、恵まれた自然条件を生かした農林水産業が盛んです。

農業においては、果実の構成比が農業産出額の62%と半分以上を占めており、全国に比べて特異な構成となっております。

（中略）

（出所：和歌山県長期総合計画（2017年度～2026年度）16ページより抜粋）

1 果樹農業の振興に関する方針

（1）基本的な考え方

ア 果樹農業の振興に関する基本方針

果樹農業は、国土保全機能や中山間地の振興に大きな役割を果たし、その果実は、健康維持に欠かせないビタミン、ミネラル、食物繊維、ポリフェノール等の重要な供給源であり、四季を通じて豊かで潤いのある生活をもたらしている。

本県の果樹は、産出額で65%、面積で64%を占める県農業の基幹であり、地域の気象条件等の特性に応じた多様な品目が栽培され、中でも、みかん、うめ、かきの産出額が全国1位、ももが全国5位を誇っている（令和元年）。

（出所：和歌山県果樹農業振興計画書1ページより抜粋）

このように農業が県の基幹産業であることが見て取れるが、県の基幹産業として、今後も農業を維持・発展させていこうとするならば、ヒト・モノ・カネ・情報という資源をある程度投入していく必要がある。特にカネの有効配分がなければ、ヒトやモノを県に呼び込むことができないと考える。

現行の予算を見ると、農業振興のための補助事業費は農林水産業に関する全事業の6割以上であり、それらは国庫補助金を主たる財源としている、という事実がある。これは、国庫補助金を有効に活用していると見ることもできるし、県費でなく国庫補助金に頼っていると見ることもできる。県は限りある財源を必要な個所に適切に配分していると考えているが、果たして、現状の事業予算のあり方が、県の基幹産業である農業の振興・維持・発展を見据えた最適なものであると、県民に対して客観的に説明できるかどうか、県民目線で検討する余地はあると考える。

第4 監査の結果及び意見（各論）

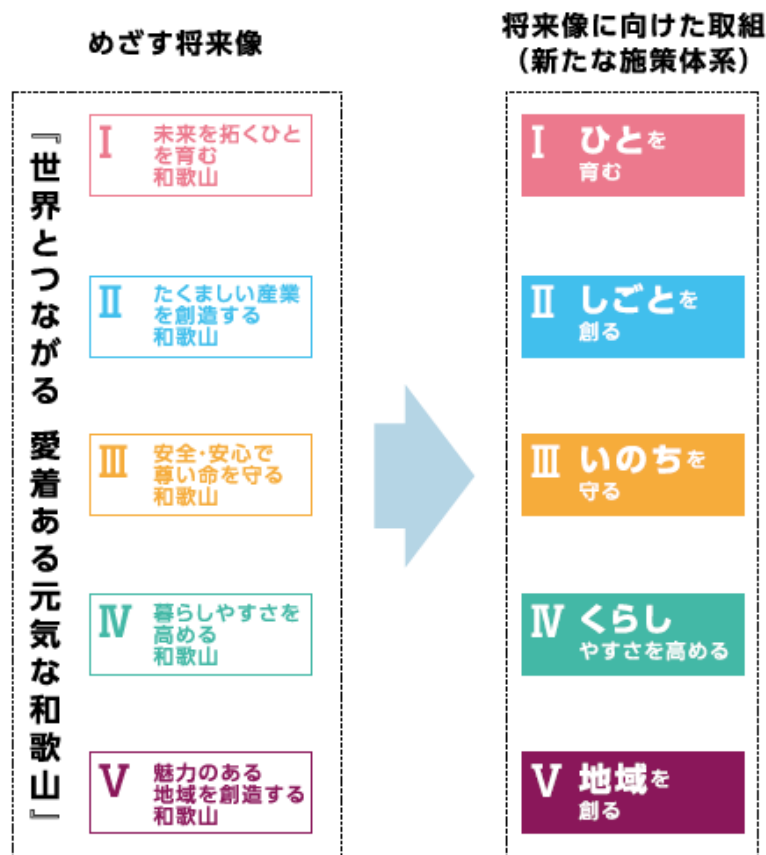
【1】各種計画

1. 概要

(1) 和歌山県長期総合計画について

県は平成29年4月に「和歌山県長期総合計画」（2017年度～2026年度）を公表した。当該計画は、県の現状を踏まえ、県が10年後に目指す将来像を『世界とつながる 愛着ある元気な和歌山』～県民みんながたのしく暮らすために～』としている。

この将来像は、「Ⅰ未来を拓くひとを育む和歌山」、「Ⅱたくましい産業を創造する和歌山」、「Ⅲ安全・安心で、尊い命を守る和歌山」、「Ⅳ暮らしやすさを高める和歌山」、「Ⅴ魅力のある地域を創造する和歌山」、の5つの分野の将来像で構成され、それぞれの将来像の実現に向けた取組みとして、「Ⅰひとを育む」、「Ⅱしごとを創る」、「Ⅲいのちを守る」、「Ⅳ暮らしやすさを高める」、「Ⅴ地域を創る」が対応している。



(出所：和歌山県長期総合計画（2017年度～2026年度）P.30より)

当該計画は、今後の県政運営の基本姿勢として、県政の各分野のあらゆる計画やビジョンの基本となる、県の最上位の行政計画である。また、具体的な施策・事業等の立案・実施に向けて、毎年度の予算編成の基本となる計画であり、「第1章 和歌山がめざす将来像」、「第2章 将来像に向けた取組」、「第3章 計画の推進」の3章で構成されている。

農業については、「第2章 将来像に向けた取組・第2節しごとを創る」の中に、「第3項 農林水産業の振興・1. 農業の振興」を設け、現状と課題・目指す方向・実施する主な施策を、次のとおりとしている。

■現状・課題

- ・本県の農業は、恵まれた気候条件を生かした果樹栽培が盛んであり、産出額の62%（2015（平成27）年度）を果実が占め、全国的に比べて特異な構成となっています。
- ・人口減少や高齢化による国内市場の縮小や、貿易自由化の進展による安価な外国産農畜産物との競合などにより、収益性の悪化が懸念される中で、海外への販路開拓なしに農業の飛躍的な成長は望めない状況です。
- ・近年、消費者の安全・安心で機能性の高い農畜産物を求める声が高まっています。
- ・農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や水利施設の老朽化が進んでいます。
- ・みかんや梅など単一品目の専作経営は、価格変動や、台風・集中豪雨等の被害により、収入が不安定となるリスクがあります。

■めざす方向

経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化に的確に対応するため、海外への市場拡大や国内外でのブランド化を進めながら、安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給を図ります。

また、ICTやロボット等の革新的技術の活用によるスマート農業や農地の集積・集約化等の推進により、生産性の向上を図るとともに、複合経営等の推進により、農業経営の安定化を進め、「収益性の高い農業」を実現します。

さらに、観光や福祉、教育等の分野と連携し、産業全体としての好循環を生み出す「農業の多面的な発展」を実現します。

■実施する主な施策

1. 国内外に向けた販路開拓・販売促進

- ア. 国内市場に加え、海外市場のターゲットを的確に見据えた産地育成を推進します。

- イ. 県産果実の輸出拡大に向け、植物検疫の問題で輸出できない相手国との早期輸出解禁合意等について、国に働きかけます。
- ウ. 海外市場で有望な果実を低コストで長距離輸送できる鮮度保持技術の開発を進めます。
- エ. 産地が主体となった果実輸出への取組を支援するとともに、県内事業者と輸出商社との商談会開催や海外展示会への出展等により商談機会を創出します。
- オ. 県産ブランドの構築に取り組む産地等を支援するとともに、高級販路の開拓や国内大型展示会への出展等、県内事業者にとって有利な販路を開拓します。
- カ. 加工業・飲食業や直売所など多様な流通チャンネルに対応した産地の生産・出荷体制を充実します。
- キ. 農業者が加工や販売にも取り組む6次産業化を推進するとともに、異業種連携による商品開発や販路拡大により、新たな需要を開拓します。
- ク. みかんや梅等の機能性表示や地理的表示制度の活用を進めます。

2. 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給

- ア. 機能性成分に着目した新品種の育成や栽培技術の開発を進めます。
- イ. 国際的に通用するGAP（農業生産工程管理）やHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得により、食品の適正な生産・製造工程管理を推進します。
- ウ. 農薬の適正使用や、土づくりを基本とした化学肥料・農薬の低減に取り組むエコ農業を推進するとともに、重要病害虫・鳥インフルエンザ等の動植物防疫対策を実施します。
- エ. わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度やわかやまジビエ肉質等級制度の普及により、消費者の安心・信頼を確保し、ジビエの消費拡大を進めます。

3. 生産性の向上

- ア. ICTやロボット等の革新的技術を積極的に導入し、農業者の高齢化や減少に対応した農業の省力化や軽作業化を進めます。
- イ. 水利施設の整備エリアのゾーニングによる効率的な更新・高度化や、野菜・施設園芸振興のためのほ場整備、園内道等の園地改良により、優良な農地を確保します。
- ウ. 農地中間管理機構と本県が独自に各地域へ設置した農地活用協議会が連携して情報の収集・提供体制を強化し、農地の流動化を促進することにより、担い手への農地の集積・集約化を図ります。
- エ. 果実の県オリジナル品種をはじめとする優良品種・品目への転換を進めるとともに、マルチ栽培や完熟栽培などによる高品質果実の生産・流通を拡大します。
- オ. 高度な環境制御システム等の導入による野菜花きの高品質化や省エネ化の推進により、施設園芸の拡大を図るとともに、露地栽培での省力・低コスト化を進めます。

カ. 熊野牛の増頭を進めるとともに、消費者ニーズに対応した独自性の高い畜産物の生産、ブランド構築に取り組みます。

4. 農業経営の安定化

ア. 施設栽培や新たな品目の導入を進め、果樹・野菜・花きの複合経営を推進します。

イ. 気候変動に適応した新品種の育成や栽培技術を開発します。

ウ. 有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置等の鳥獣害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣の食肉利用を促進します。

エ. 農業共済等への加入を進め、農業者のセーフティネットの確立を図ります。

オ. 6次産業化や複合経営などに取り組む担い手の経営基盤の強化を図るため、法人化により家族型経営から雇用型経営への転換を進めるとともに、農地情報の収集・提供体制を強化し、企業の農業参入を促進します。

5. 他分野との連携による農業の多面的な発展

ア. 観光業と融合したグリーンツーリズムを推進するとともに、学校教育における職業体験や教育旅行の推進、福祉分野との連携により、農業の多面的な発展を図ります。

(出所：和歌山県長期総合計画（2017年度～2026年度）P. 63～P. 65より）

県は、これらの施策の進捗管理のため、以下の指標と基準値を設定している。

指標	基準値 (2015年度)	目標値 (2026年度)
農業産出額（年間）	1,011億円	1,200億円
農家戸数	29,713戸	24,000戸
耕地面積	33,700ha	32,000ha
県産果実及び果実加工品の輸出額	4.3億円	70億円
農地活用協議会が取り扱う農地の流動化面積（年間）	112ha	300ha
農業法人数	66法人	150法人
グリーンツーリズム推進地域数	2地域	30地域

(出所：和歌山県長期総合計画（2017年度～2026年度）P. 65より）

長期総合計画の農業分野の各施策と令和3年度の事業との関係は次のとおりである。

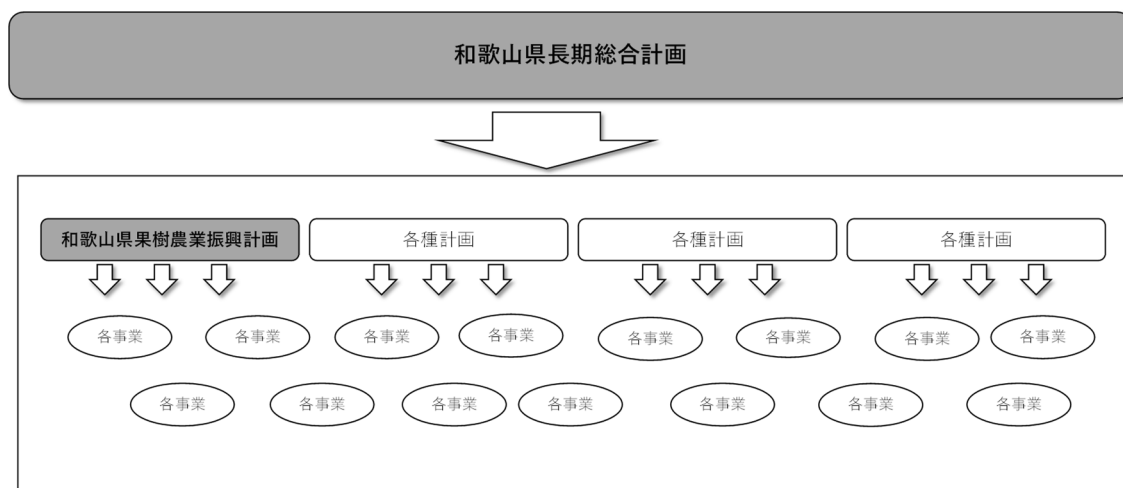
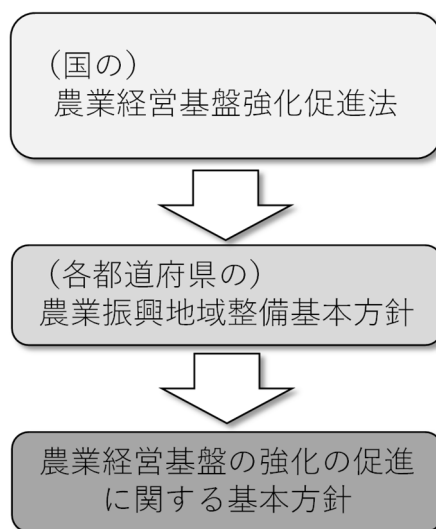
なお、1つの事業が複数の施策に関わる場合もあるため、そのような事業は事業名の後ろに「(再掲)」としている。また、「和歌山県果樹農業振興計画」、「農業振興地域整備基本方針」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」については、

第2章【3】にて詳細な説明があるため割愛した。



IV. 農業経営の安定化	1. 複合経営や気候変動リスク対策の推進	事業名	新規事業の別	所管所属	
		農林水産業競争力アップ技術開発(再掲)		研究推進室	
			農林水産関係競争的資金試験研究(再掲)		研究推進室
	2. 有害鳥獣対策の強化	事業名	新規事業の別	所管所属	
		農作物鳥獣害防止総合対策	一部◎	農業環境・鳥獣害対策課	
			わかやまジビエ需要拡大(再掲)		畜産課
	3. 農業経営力の強化推進	事業名	新規事業の別	所管所属	
		攻めの農業実践支援		経営支援課	
		農業労働力確保対策		経営支援課	
農業経営発展サポート			経営支援課		
		地域農業再編普及活動(再掲)		経営支援課	
V. 他分野との連携による農業の多面的な発展	1. 観光業や教育・福祉分野との連携	事業名	新規事業の別	所管所属	
		グリーンツーリズム推進		果樹園芸課	
		学校給食での和歌山産品利用推進		果樹園芸課	
		わかやま食育推進総合対策		果樹園芸課	
VI. 農業の担い手の育成・確保	1. 新規就農者の確保	事業名	新規事業の別	所管所属	
		わかやま版新規就農者産地受入体制整備		経営支援課	
		農業労働力確保対策(再掲)		経営支援課	
		養成(農林大学校)		経営支援課	
		社会人課程(農林大学校)		経営支援課	
		就農支援センター(運営・社会人課程)		経営支援課	
		農業担い手対策		経営支援課	
	地域農業再編普及活動(再掲)		経営支援課		
	2. 経営感覚や高い技術を持った担い手の育成	事業名	新規事業の別	所管所属	
		農業経営発展サポート(再掲)		経営支援課	
		「匠」の技術伝承	◎	経営支援課	
			養成(農林大学校)(再掲)		経営支援課
	3. 組織経営体等の育成	事業名	新規事業の別	所管所属	
		攻めの農業実践支援		経営支援課	
			農業経営発展サポート(再掲)		経営支援課
VII. 活力ある農村づくり	1. 地域資源の活用	事業名	新規事業の別	所管所属	
		世界農業遺産推進		里地・里山振興室	
		中山間地域等直接支払		里地・里山振興室	
		中山間ふるさと・水と土保全対策		里地・里山振興室	
		多面的機能支払		里地・里山振興室	
		わかやまジビエ需要拡大(再掲)		畜産課	
	2. 農村地域の防災・減災	事業名	新規事業の別	所管所属	
		県営ため池等整備		農業農村整備課	
		地すべり防止対策事業		農業農村整備課	
		ため池調査		農業農村整備課	
		国営事業等負担金 うち国営総合農地防災事業		農業農村整備課	

(出所：農林水産部作成資料)



(出所：各種計画を基に監査人が作成)

2. 監査の視点

- (1) 和歌山県長期総合計画のうち、農業分野について適切に推進されているか
- (2) 事業の評価のための指標は適切であるか
- (3) 事業の実績評価はどのように行われているか

3. 監査手続

- (1) 農林水産部に関する概要の把握
- (2) 農林水産部及び関連する部局からのヒアリング

(3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧

4. 監査の結果及び意見

(1) 長期総合計画に基づいた事業の決定について（意見①）

県が長期的に達成したい将来像とその実現に向けた基本的方向性を示したものとして長期総合計画があり、実施する事業はその長期総合計画において示された施策として位置づけられるべきであるため、基本的に長期総合計画を念頭に置いて各年度の事業が計画されている。

しかし、長期総合計画の期間の途中で国の方針変更があったり、時勢に適った事業が必要になったりすることがあり、長期総合計画に対する事業の位置づけが見え難い状況が窺える。言い換えると、各年度の各事業は、おおよそ長期総合計画に紐づけられているが、長期総合計画で掲げた重点施策に係る事業がバランスをもって展開されない恐れがあるように見受けられる。例えば、長期総合計画の「Ⅱ 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給」に関しては4事業が展開されているが、「Ⅲ 生産性の向上」に関しては20事業が展開されている。

長期総合計画において示された目標の達成に向けて、計画期間にわたって年度ごとのバランスを図り、全体的に整合がとれた事業の計画・展開がなされていることが伝わるよう工夫することが望ましい。

なお、実務上、長期総合計画と事業を決定するタイミングが同時期ではない場合もあることから、長期総合計画と事業が全て紐づくことは難しいものの、各事業が長期総合計画での指標（KPI）にどう寄与するかを明確にして、実施した事業の成果を事後的に評価できるようにすることが求められる。

(2) 事務事業評価の公表について（意見②）

事務事業評価は知事の決裁を得て、平成29年度に全庁的に廃止されている。廃止の理由は、予算折衝における手続との重複感を解消することにあつたとのことである。

“予算審議（査定）において、過年度の実績を踏まえて、事業継続の必要性や事業費の十分性などを原課と財政課との間で協議していること”と“事務事業評価の手続として行うこと”とは内容的に類似するため、その重複感が対応する原課の負担となるであろうことは理解できる。それゆえ、管理（間接）業務の負担を軽減するため、同じような手続を合理化することは必要なことであり、その観点において事務事業評価を廃止したことを否定するものではないが、廃止によって、事務事業

評価の本来趣旨が蔑ろにされているとすれば、事務事業評価の廃止は全面的に肯定し得るものではない。

事務事業評価は、当該事業の目的が達せられたかどうか（期待された成果の実現に至ったかどうか）、事業実施について評価するものであり、その評価をもって次年度以降の事業継続の可否、事業費の規模を決める参考とすることに意義がある。

現在は、行動計画として位置づけられた「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において詳しい行動指標が設定されており、その指標達成に向けて事業を実施した結果をもとにした行動指標の達成度合いが公表されている。しかし、個々の事業に関しては、予算審議において実績の振返りが行われるものの、どのような振返りがなされたかは県民の知れるところになっておらず、県が実施した事務事業の成果等がどうであったかの評価について、県民に対する説明責任が果たされているとは言えない。

すべての事務事業について評価することまでは求めないものの、県が主体的に実施する県費による事務事業については、一定の基準を設けて、質（目的や内容）・量（金額）の観点から重要性のある事業については事業評価を行い、県民に対して事業の成果等を説明する責任を果たすべきである。

（3）事業評価の期間について（意見③）

果樹園芸課が所管する「日本一の果樹産地づくり事業」は、平成 30 年度までは「果樹産地競争力強化総合支援事業」として実施されていた事業である。5年の事業期間を迎えたことを受け、令和元年度からは新政策の位置づけで、「日本一の果樹産地づくり事業」として5年の事業期間で進められている。

令和元年度に新政策としての審議が行われた際、前身の「果樹産地競争力強化総合支援事業」については実績の振返りにとどまり、5年間の成果を総括した形での事業評価は明確には行われていない（審議の中で口頭にて説明は行われたとのこと）。特に平成 30 年度までの事業は、施設整備の補助（ハード面）が中心であり、施設整備したことが実績とされている。

施設整備補助は、施設整備をもって能力を向上、ひいては生産高（取引高）を増やすといった目的で行われることが一般的である。補助事業にはハード事業とソフト事業の両面があるが、いずれにおいても「実施」は「実績」ではあるものの、補助の目的において「成果」とは言えない。特に農業の場合、生産に係わる成果を得ようとするれば、相当の時間を要する場合がある。

新政策の審議でも、本来的な目標（指標）に対して実績がどのように寄与したか

が評価されるべきところ、そうした視点からの評価は行われていない。事業の内容によっては、5年で成果を測り、適切に評価することができない場合が往々にして考えられるが、現状のままでは補助事業としてのあり方を適切に評価することはできない。

それゆえ、補助事業については、事業目的の達成に値する「成果」を定義し、指標を設定するとともに、補助期間にとらわれず、事業内容に応じて、成果を測定するに適した期間をもって評価する必要があると考える。

【2】農林大学校

1. 概要

(1) 農林大学校の目的・教育方針

和歌山県農林大学校（以下、「農林大学校」という。）は、県の農業及び林業の担い手を育成する教育研修機関である。

農林大学校農学部は、県の農業振興における優れた農業技術者と農業後継者の育成を目的とし、これを推し進めるために以下の教育方針に基づき専門的教育を実施する。

カリキュラムポリシー（編成・実施の方針）

農学部の教育理念である『農業に活力を与えそして新たな価値を創造するとともに、和歌山県農業を振興するため地域リーダーとして活躍できる意欲と能力を持った人材を育成する』ことを実現するため、次のようなカリキュラムを提供します。

- (1) 農学の基礎的教科を教授しそれを具現化するために、実践力を重視した高度な技術教育を行います。
- (2) 農業を取り巻く広範な情報や技術を提供するために、実務者による講義、講演、インターンシップなどを通じ各種業種を知るための実践的カリキュラムを提供します。
- (3) 農業の生産や経営に有為となる資格の取得を促します。
- (4) コミュニケーション力やプレゼンテーション能力を高めるための教育を取り入れます。
- (5) 農業の経営、あるいは技術者として指導していく上で必要となる経営管理のための知識を習得するためのカリキュラムを提供します。
- (6) 社会情勢の変化に柔軟に対応するための情報収集能力を身につける教育を取り入れます。

（出所：県ホームページ「教育方針と履修科目」より抜粋）

(2) 学科・コース

学部名	修行年限	学科名	コース名
農学部	2年 (専修学校)	園芸学科 (30名)	果樹コース
			野菜コース
			花きコース
		アグリビジネス 学科 (10名)	-
林業研修部	1年	-	林業経営コース (10名)
			スキルアップコース

(3) 沿革 (概要)

年 月	概要
大正 4 年 4 月	県立農事試験場において農業技術見習生を受け入れ (農業技術員養成の開始)
大正 15 年 4 月	農事試験場において練習生を受け入れ (農業技術員養成の拡充)
昭和 13 年 5 月	農事試験場に農会技術員養成所を設置
昭和 17 年 4 月	農会技術員養成所を県立農村指導者養成所 (南部町) に併設移管
昭和 21 年 4 月	技術員養成事業を農事試験場に復帰併設し、和歌山県農林技術員養成所と改称
昭和 23 年 5 月	農事試験場附属高等農業技術講習所と改称
昭和 24 年 4 月	高等農業技術講習所を廃止し、農業改良普及員養成のための和歌山県立農業講習所を設置
昭和 40 年 4 月	農業試験場に併設されていた県立農業講習所に農業センター1期生が入場し、農業後継者の養成教育を開始
昭和 40 年 7 月	農業試験場に併設されていた県立農業講習所をかつらぎ町の農業センターに移転併設し、農業センター1期生が和歌山市からかつらぎ町に移動
昭和 46 年 3 月	県条例により現在地に和歌山県農業大学校を設置し、同時に和歌山県農業センター設置条例及び和歌山県農業講習所設置規則を廃止
昭和 46 年 4 月	和歌山県農業大学校発足 (4月1日) 農業技術者と農業後継者の養成教育を開始
昭和 50 年 3 月	女子寮完成
昭和 54 年 4 月	後継者養成を目的とした経営科と技術者養成を目的とした技術科及び研究科を設置
昭和 58 年 4 月	研究科を廃止、経営科と技術科を統合して養成部に一本化すると共に、研修部門を併設し、新農業大学校として発足
昭和 59 年 3 月	男子寮 (西寮) 完成
平成 7 年 4 月	畜産課を廃止し、園芸課を果樹課と野菜花き課に分割 (畜産コースを廃止、果樹・野菜・花きの3コースとなる)
平成 13 年 3 月	男子新寮 (東寮) 完成
平成 15 年	新規就農サポートスクールを開始
平成 17 年	学校外部評価制度導入 (農業大学校評価・支援委員会設置)

年 月	概要
平成 18 年 4 月	学校教育法に基づく専修学校（専門課程）に移行
平成 18 年 6 月	社会人課程を設置し、離転職者に対する職業訓練を開始
平成 29 年 4 月	和歌山県農林大学校と改称。養成課程を農学部とし、アグリビジネス学科を新設し、園芸学科（果樹・野菜・花きコース）との2学科制に改編と共に、上富田町に林業研修部を新設
令和 2 年 11 月	「カキ」で GLOBALG. A. P. 認証取得
令和 3 年 11 月	「トマト」で GLOBALG. A. P. 認証取得、「カキ」で GLOBALG. A. P. 認証継続

(4) 農林大学校農学部の運営に係る予算と決算について

農林大学校費に係る当初予算と決算

(単位：千円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	92,898	71,326	56,140	47,575	55,213	46,632	58,897	61,399	64,441	50,870
歳出	92,898	71,326	56,140	47,575	55,213	46,632	58,897	61,399	64,441	50,870

(5) 農林大学校農学部の入学生及び卒業生の進路・就業状況

・令和 3 年度入学生

入学者数	うち、園芸学科	うち、アグリビジネス学科
20 名 (定員 40 名)	18 名 (定員 30 名)	2 名 (定員 10 名)

・卒業生の進路状況

卒業年度	卒業生数	うち、就農	うち、研修	うち、就職	うち、進学
平成 29 年	14	3	0	11	0
平成 30 年	23	4	1	18	0
令和元年度	21	7	1	13	0
令和 2 年	15	6	2	6	1
令和 3 年	18	4	2	12	0

2. 監査の視点

- (1) 農林大学校の事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか
- (2) 農林大学校の運営・管理が適切に行われているか
- (3) 農林大学校の効果測定・評価は適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 農林大学校に関する全般的な概要の把握
- (2) 農林大学校に関する運営・管理状況のヒアリング
- (3) 農林大学校へ現地視察の実施
- (4) 農林大学校における、物品調達事務、現金管理、労務管理、情報管理、物品管理に関するヒアリング
- (5) 農林大学校における、物品調達事務、現物確認に関するサンプルテストの実施

4. 監査の結果及び意見

- (1) 農林大学校独自の中長期的な目標及び成果指標の設定について（意見④）

長期総合計画では、優れた経営感覚や技術をもった担い手の育成として、農林大学校の教育カリキュラムの充実や各種公開講座の実施を掲げている。また、新規就業者の確保や農業法人等の組織経営体の育成、企業参入の推進に関する他の施策も含めた進捗管理目標として、新規就農者数を10年間で1,800人と設定している。

一方、農林大学校では、年度の重点目標として、学生の確保、教育活動の充実・強化、進路支援の強化、情報発信の充実の4項目を設定しているものの、その前提となる独自の中長期的な目標や成果指標の具体的な設定がない。本来であれば、長期総合計画を踏まえて農林大学校としての中長期計画を策定し、その中長期計画に基づいた年度計画を策定した上で、成果指標による進捗評価を行い、中長期計画の見直しの要否を検討するという、いわゆるPDCAにより取り組む必要がある。しかし、独自の中長期的な目標や成果指標を設定していないため、体系立てた年度計画となっていない。

なお、長期総合計画と内容が同じ部分があった場合でも、農林大学校として中長期的な目標や成果指標を改めて設定することによって、取り組む当事者として目標達成への意識づけが可能となる。また、年度の目標も、どの中長期的な目標や成果指標達成のために設定しているかも明確になる。

以上より、農林大学校として中長期的な目標及び成果指標を設定し、体系立てて年度計画を策定することが望ましい。

(2) 農林大学校の学校評価シートについて（意見⑤）

農林大学校農学部为学校評価シートには「今年度の重点目標」は記載されているものの、「中期的な目標」が記載されておらず、「中期的な目標」の欄自体が設けられていない。所管は異なるが、県立高校の学校評価シートには「中期的な目標」の欄があり、学校ごとに中期的な目標が記載されている。

年度目標や年度の具体的方策・評価指標等に対する評価を行う上では、「中期的な目標」に沿っているかという観点が重要である。例えば、県立高校の学校評価シートに倣い、農林大学校農学部为学校評価シートにも「中期的な目標」の欄を設けることで、中期的な目標をより意識した学校評価シートの作成に資するのではないか考える。

したがって、農林大学校農学部为学校評価シートにも中期的な目標の欄を設けるなどし、「中期的な目標」を記載することが望ましい。

(3) 農林大学校の学生に対する授業評価アンケートについて（意見⑥）

令和3年度に、農林大学校独自で、学生に対して授業評価アンケートが試験的に実施されている。授業内容に改善を要するかの把握や講師継続に問題ないかと言ったことを検討する参考に行われたものとのことであり、アンケートの結果は、講師に情報提供し、次年度以降の講義の中で分かりやすい内容になるように改善を依頼している。そのため、授業評価アンケートは授業内容の質確保のためにも継続的に実施することが望ましい。

また、当該授業評価アンケート結果を閲覧すると、各授業について概ね高評価であり、農林大学校の授業に対する学生の満足度が高いことが窺えることから、入学検討者やその保護者に対してアピールできる材料になると考えられる。そこで、オープンキャンパスやパンフレット、農林大学校のホームページ等といった場で説明や公表するなど、当該授業評価アンケートの結果もしくはその結果概要について、学生の確保という観点で利活用を行うべきである。

(4) 農林大学校の入学検討者への下宿情報の提供について（意見⑦）

農林大学校には男女ともに寮があるため、入学検討者に対して周辺の下宿先の情報を提供しておらず、下宿希望者は各自で情報を収集するしかない状況に置かれている。金銭面や立地面で入寮することに大きなメリットはあるものの、集団生活や設備面で寮に入りたくないという入学検討者やその保護者がいる可能性がある。また、県外の学生が増えている中で、知らない土地で場所的に物件が少ない中、一か

ら下宿先を探すことは大きな負担であると考えられる。現在、農林大学校は定員割れしている状況であり、農林大学校の志望者を増やす観点から、その負担を軽減することを検討すべきである。

また、学生確保のためには農林大学校に対する魅力を上げる必要があり、授業や実習内容だけではなく、生活環境や農林大学校に関わる人も農林大学校の魅力に対する重要な要素である。下宿先に関する情報を提供することは、周辺エリアの理解や情報提供を通じたコミュニケーションにより、農林大学校の魅力を上げることに繋がると考える。

上記を踏まえ、農林大学校で過去下宿した実績のあるエリアやその周辺情報も含め情報提供することを検討すべきである。

(5) 農林大学校への設備投資の予算について（意見⑧）

農林大学校では、寮をはじめ、設備の老朽化が見受けられる。現在の校舎は昭和46年3月に建設され、50数年を経過している。女子寮と男子寮（西）も同程度の年数が経過している。現状では、総務運営事業の農林大学校への予算配分が十分とはいえ、寮・設備の多くが老朽化している状況に対して、修繕が追いつかない状況にある。

G. A. P. 認証の取得に積極的に取り組んでおり、素晴らしい講師陣を揃えるなど、ソフト面が充実しているにもかかわらず、それを習得しようという生徒が少ないのは、これらを十分に活かし切れていない状況である（G. A. P. 認証とは、「Good Agricultural Practices」の略で、G. A. P. の日本語は「農業生産管理工程」という。農業生産者が農作物の安全性や労働環境、環境への配慮などについて、第三者による認証を受けて初めて取得できる。農林大学校では、国際認証である、GLOBALG. A. P. 認証の取得にも取り組んでいる。GLOBALG. A. P. 認証は、食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランドで、取引先の信頼性向上、企業価値向上に貢献する）。

内面である教育の質が重要であることはいままでもないが、就学生の目線からすると、農林大学校の第一印象を決める外見や設備の古さを理由に、志望校から外されてしまう可能性がある。また、今後、県外の生徒にも募集をかける場合、寮をはじめ学校の付帯設備も重視する必要があると考える。

基幹産業である農業に力を入れ、将来の県の農業を担う若者を育成するために、農業を学ぶ県の専門教育機関である農林大学校の設備については、適切に更新することが望ましい。

(6) 県の子農家出身者へのサポートについて (意見⑨)

農林大学校の生徒を見ると、実家が農家ではない非農家出身の方が増えている。農林大学校を卒業する 20 代前半の非農家出身の若者が、農地を借り、設備投資をすることは高いリスクを伴うものであり、自分の土地を持って農業を始めるという選択を採りづらいことは想像に難くない。

この点、県としては、卒業後は国や県が実施している各種就農支援施策と連携して、若者をサポートする体制を整えている。新規就農者への農地や資金に関する対応としては、例えば、各地域の農地活用協議会と連携した農地のマッチングなど国や県で様々な制度が実施されている。また、大規模な農業経営体の育成については、県として、農業経営発展サポート事業や攻めの農業実践支援事業において、農業法人化支援や本県農業を担う中心的な経営体の育成を行っている。しかしながら、就農支援センターの相談者アンケートの年齢データを見るに、それらの支援策は必ずしも若者へ響いていないように見受けられる。

就農を志す若者に対して、県として、土地の購入支援や大規模な農業経営体の育成をして就農しやすいサポート体制があることを、より周知するべきである。

【3】果樹試験場かき・もも研究所

1. 概要

(1) 研究所の目的

県における主要な果樹であるカキやモモについて、安全で高品質な果実の生産、新品種の育成、栽培管理の機械化や省力化の試験研究を行う。

また、果樹における病害虫の効率的な防除のために新規薬剤の試験や技術開発を行う。

(2) 組織（令和4年4月1日現在）

組織構成 所長
副所長
研究職 7名
行政職 2名

(3) 沿革（概要）

年 月	概要
昭和 28 年	和歌山県果樹園芸試験場紀北分場開場
平成 3 年	紀北分場管理棟改築
平成 4 年	紀北分場本館改築
平成 10 年	機構改革により和歌山県農林水産総合技術センター果樹園芸試験場紀北分場となる
平成 14 年	和歌山県農林水産総合技術センター果樹試験場かき・もも研究所に改組
平成 24 年	和歌山県果樹試験場かき・もも研究所に改組

(4) 研究所の運営に係る当初予算と決算について

研究所運営事業に係る当初予算及び決算

(単位:千円)

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入	計	6,806	5,161	6,898	7,280	4,140	3,155	9,350	21,096	9,711	7,774
	(特)		2,805		2,484		2,553		8,795		3,567
	(一)		2,356		4,796		602		12,301		4,207
歳出		6,806	5,161	6,898	7,280	4,140	3,155	9,350	21,096	9,711	7,774

(特)は特定財源、(一)は一般財源

(5) 研究所の令和3年度研究課題の内容、および予算額

・農林水産業競争力アップ技術開発事業（県単独資金）

	課題名	研究期間	予算額
1	県オリジナルカキ品種「紀州てまり」の産地形成に関する技術開発	令和元年度から 令和3年度まで	832,000円
2	モモせん孔細菌病に対する防除技術の開発	令和元年度から 令和3年度まで	680,000円
3	カキの輸出および簡易貯蔵を可能とする鮮度保持技術の開発	令和2年度から 令和4年度まで	706,000円
4	市場が求める優良モモの商品性向上のための栽培技術開発	令和3年度から 令和5年度まで	1,800,000円
5	特定外来生物クビアカツヤカミキリの緊急防除技術の確立	令和3年度から 令和5年度まで	3,000,000円

・農林水産基礎研究（県単独資金）

	課題名	研究期間	予算額
1	次世代のカキ・モモ新品種素材の育成	令和3年度から 令和7年度まで	1,100,000円

・競争的資金（公募型資金）

	課題名	研究期間	予算額
1	特定外来生物クビアカツヤカミキリの新たな定着値の早期発見・早期駆除システムの開発（イノベーション創出強化研究推進事業）	平成30年度から 令和3年度まで	410,000円
2	ドローンやセンシング技術を活用した果樹の病虫害防除管理効率化技術の開発（農林水産研究推進事業）	平成30年度から 令和4年度まで	320,000円

2. 監査の視点

- (1) 研究所の事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか
- (2) 研究所の運営・管理が適切に行われているか
- (3) 研究所における研究内容は適切か、また公益上の必要性があるか
- (4) 研究所における研究の効果測定・評価は適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 研究所に関する全般的な概要の把握
- (2) 研究内容や研究成果の測定についてのヒアリング
- (3) 研究内容の情報管理に関するヒアリング
- (4) 研究所における事務的な労務管理、物品管理に関するヒアリング
- (5) 研究所における現物確認に関するサンプルテストの実施

4. 監査の結果及び意見

(1) 広報全般について（意見⑩）

現在、研究所では【3】1.に記載したようにさまざまな研究を行っており、農家に届けるべき研究成果が多々ある。それらについて、数種類のパンフレットを作成し、それらをもって研究所の広報活動を実施している。例えば、研究所での研究成果、県の農作物に係わるトピックスを発信するニュース誌、和歌山県産の果実の栽培マニュアル、害虫に係わる対策マニュアルなどがある。



現時点での、研究所からそれらを送信する手段としては、紙面の交付となっている。研究所に訪れた農家に直接手渡す方式、研究所に備え置いておき来訪者が自由に手に取る方式、そして、一部の広報誌は県内の登録されている農家に直接送付する方式をとっている。

紙面での広報誌の作成は、高齢化が進んでいる農家の方々に見ていただき易い

と考えられるため、欠かせない手段ではある。しかし、情報発信の広範囲性や情報入手の利便性を勘案すると、現在の紙面交付による広報活動を維持しつつも、インターネットでこのような広報誌に簡単にアクセスできる環境を整備するべきである。

現在、インターネットの検索エンジンから「和歌山県 かき・もも研究所」と検索すると、県のホームページ内の研究所についての内容のほか、研究所独自のホームページが検索結果として表示される。ホームページを確認すると、更新が2010年6月18日となっており、ホームページ内に貼られているリンクなどもほとんど機能していない状況が見受けられた。

様々なITツールやソーシャルメディアが普及した、今の情報化社会においては、活きた情報が求められており、既にホームページを有しているならば、それを利活用しない手はない。ホームページから、それらの広報誌情報にまとめてアクセスできるように整備すれば、県内だけでなく県外の農家にも広く情報提供することができる。

そのため、ホームページを通じてどういった情報を発信するか、そのあり方を早急に見直し、更新が滞っている状況を改善するべきである。また、研究所の広報の方法・手段についても、コストを含めた複数の視点から見直す余地があると考えられる。

(2) 備品の登録方法について（意見⑩）

監査手続として実施した、備品の現物実査の中で、備品そのものは「人工気象器」（※）であるが、備品として県に登録されている内容としては、登録品名が「インキュベータ」になっているものと「その他」になっているものが散見された。このように登録されていた理由としては、人工気象器の性能が向上したことにより、元々、研究所で保有していた人工気象器より、さらに機能が追加されたものを購入したため、研究所としてはそれらを別のものとして登録すべきという判断を行い、品名が異なったとのことだった。

しかし、本来であれば機能が向上したとはいえ、備品は人工気象器であることには変わらないのであれば、管理上はもともと保有していたものと同じ品名で登録するべきである。

（※）温度や湿度、照度などをコントロールすることで様々な気象環境を人工的に作り出すことができる装置のこと。植物の生育研究や培養などに用いられている。

(3) 害虫問題への懸念について (意見⑫)

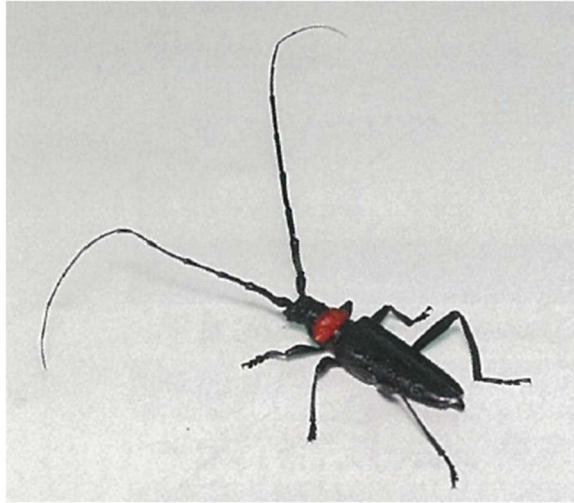
現在、県の農業において「クビアカツヤカミキリ」という害虫が大きな問題となっている。クビアカツヤカミキリとは、特定外来生物に指定されている昆虫である。元々は中国やモンゴルなどに分布していたが、平成 23 年に埼玉県で初めて成虫が発見されて以来、日本国内でも広範囲にわたって拡大している。県内においては令和元年 11 月にかつらぎ町のモモで最初の被害を確認以降、紀北地域において被害が拡大している。クビアカツヤカミキリはその幼虫がモモ、スモモ、ウメなどの樹木内部を食害し木を枯らしてしまうこと、繁殖力が高いこと、飛翔力が高いため被害が急速に拡大する恐れがあることなどから、日本において大きな問題となっている。特に、県の主な農産物であるモモ・ウメへの甚大な影響が考えられるため、一刻も早く対処しなければならない重要課題となっている。例えば、県の主な農産物に甚大な影響を与える可能性の一例として、以下の被害状況が参考になると考えられる。

2015 年に大阪府内においてバラ科樹木を加害する外来種クビアカツヤカミキリが発見され、その後、当地域においてサクラ類での被害の急速な拡大が懸念される。そこで、サクラ類での被害実態調査を通して、本種による被害の範囲や程度など、今後の防除対策に資する基礎的情報を収集した。

定点調査地点において、2015 年から 2018 年まで被害率は年々増加し、2015 年には累積被害率が 11.2 %、累積枯死率が 0%であったが、2018 年には累積被害率が 61.2%、累積枯死率が 13.1%に達した。

(出所：J-STAGE 自然保護助成基金助成成果報告書 28 巻 (2020) 第 28 期プロ・ナトゥーラ・ファンド助成 国内研究助成 サクラ類等樹木を加害する外来種クビアカツヤカミキリの被害実態調査 ―外来木質昆虫に関する調査グループ― 抄録
より抜粋)

しかし、特定外来生物に指定されたことで飼育などができないこともあり、防除研究が比較的困難になっているのが現状である。



(出所：「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」より写真を抜粋)

研究所としてもこの問題には重大な危機感を覚えており、現時点において既にクビアカツヤカミキリに関する研究が進められている。しかし、①虫の発見方法、②発見した虫への対処方法、③そもそも虫の被害を防ぐための物理的な方法や薬剤など、虫に関する研究には多種多様な方向性があるため、かなりの時間と労力がかかるものである。当然に、そのほかに様々な研究を同時に進めている中で、人員の不足感は否めないとのことである。

このような事態を鑑みると、クビアカツヤカミキリに関する問題は、上記の学術文献にあるように、ひとたび発生すると急速に被害が広がる可能性があり、県内の農業の基盤を揺るがす、最も優先度の高い問題なのではないかと考える。そのため、早期解決に向けて、まずは予算面で優先的に配慮する必要があるものと考えている。また、例えば、他の研究所や専門機関との協力体制を整えることや適材適所の人的配置も併せて検討しつつ、県の基幹産業である農業を守るという課題に取り組むためにも、研究員の一定数を確保できるようにすること、そして、研究に関する人員規模の拡大について検討されることが望ましい。

(4) 小口現金の前渡資金受払計算書への承認行為の効率化について (意見⑬)

「和歌山県財務規則」第 59 条の各号に掲げられている経費については、資金前渡により支払をすることができることとなっている。

(資金前渡)

第 59 条 次の各号に掲げる経費については、令第 161 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。

(中略)

資金前渡を受ける際には、前渡資金支払調書を研究所の資金前渡職員が起案し、所長決裁を受ける。その後、毎月、前渡資金支払調書を取りまとめて、前渡資金受払計算書を研究所の資金前渡職員が起案し、農林水産総務課長までの決裁を受ける。令和3年度の前渡資金受払計算書を閲覧したところ、承認者として、総務班長、副課長、課長等が確認された。これらの方は県の規則等によって回覧承認することが明示的に求められているわけではないが、回覧承認する慣わしとなっている。なお、規則に従えば承認者としては課長の承認があれば問題ないが、組織の職制上、役職者への回覧承認が行われている。

県としては、地理的に散在する県内9試験場所が対象であり、予算執行にあたっては、執行を書類でしか確認できないため、複数のチェックにより適正な執行を確保するため、注意を払っているところである、とのことである。

確かに、事務決裁規程上の権限に関わらず、チェック機能は必要であるとする県の主張も理解はできる。一方で、これらの方の確認の観点からは、多くの内容が重複しているのであれば、目的適合性からは真に必要な行為に絞ることが望ましく、かつ、業務の効率化に資すると考えられる。

そのため、担当者起票後、例えば、総務班長及び課長のみが確認・承認する、あるいは従来の役職者をそのまま残すにしても、それぞれの役職者で確認箇所を絞る等、必要な行為を絞り、業務の効率化を図ることが望まれる。

【4】その他農業全般

1. 概要

県では、農林水産業に関わる方が、各種制度や事業を利用する際に役立ててもらえるよう、農林水産業施策において、様々な事業を実施しており、これら各種制度や支援事業をさらに活用してもらえるように、わかりやすく紹介した資料を作成して、県ホームページで公開している。



わかやま農林水産業支援ナビ



(出所：県ホームページより抜粋)

また、「おいしく食べて和歌山モール」も県ホームページで公開し、「食」を通して、県の農業のアピールを行っている。



(出所：県ホームページより抜粋)

2. 監査の視点

- (1) 事務の執行は法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか
- (3) 契約に係る事務及び物品等の管理が適切に行われているか
- (4) 事務を執行する部局の組織体制や人員配置が適切に行われているか
- (5) 事務の執行にあたって庁内で十分な連携が行われているか

3. 監査手続

- (1) 県の農業振興に関する概要の把握
- (2) 所管課からのヒアリング
- (3) 関連する法令・条例・規則・要領・要綱、各種契約書、帳簿等の閲覧

4. 監査の結果及び意見

- (1) 事業予算の効果的なあり方について（参考意見①）

第2【1】2. にあるように、令和3年度決算における県全体の歳出額は7,145億円であり、そのうち農林水産部においては283億円(4.0%)となっている。これは林業と水産業が含まれているため、農業に限るとさらに少ない金額となる。

県は長期総合計画をはじめとする各種計画等において、第一次産業である「農業」が盛んであることを強調している。

(3) 特色ある産業

(中略)

また、本県では、恵まれた自然条件を生かした農林水産業が盛んです。

農業においては、果実の構成比が農業産出額の 62%と半分以上を占めており、全国に比べて特異な構成となっております。

(中略)

(出所：和歌山県長期総合計画（2017 年度～2026 年度）16 ページより抜粋)

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 基本的な考え方

ア 果樹農業の振興に関する基本方針

果樹農業は、国土保全機能や中山間地の振興に大きな役割を果たし、その果実は、健康維持に欠かせないビタミン、ミネラル、食物繊維、ポリフェノール等の重要な供給源であり、四季を通じて豊かで潤いのある生活をもたらしている。

本県の果樹は、産出額で 65%、面積で 64%を占める県農業の基幹であり、地域の気象条件等の特性に応じた多様な品目が栽培され、中でも、みかん、うめ、かきの産出額が全国 1 位、ももが全国 5 位を誇っている（令和元年）。

(出所：和歌山県果樹農業振興計画書 1 ページより抜粋)

このように農業が県の基幹産業であることが見て取れるが、県の基幹産業として、今後も農業を維持・発展させていこうとするならば、ヒト・モノ・カネ・情報という資源をある程度投入していく必要がある。特にカネの有効配分がなければ、ヒトやモノを県に呼び込むことができないと考える。

現行の予算を見ると、農業振興のための補助事業費は農林水産業に関する全事業の 6 割以上であり、それらは国庫補助金を主たる財源としている、という事実がある。これは、国庫補助金を有効に活用していると見ることもできるし、県費でなく国庫補助金に頼っていると見ることもできる。県は限りある財源を必要な個所に適切に配分していると考えているが、果たして、現状の事業予算のあり方が、県の基幹産業である農業の振興・維持・発展を見据えた最適なものであると、県民に対して客観的に説明できるかどうか、県民目線で検討する余地はあると考える。

(2) 県独自の品種の周知・保全について（意見⑭）

近年、日本のブランド農産物の苗木が外国に許可なく持ち出されて栽培され、日本産よりも安価に販売されている事例が取り沙汰されている。最近の報道では、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が 2006 年に品種登

録した「シャインマスカット」が中国に無断で持ち出され、それによる損失が年間100億円にもものぼるという試算を農林水産省が令和4年7月に発表している。

外国に違法に持ち出された例では、持ち出されたからといって、栽培ノウハウのない外国でそのまま日本産と同じ品質が再現されるわけではないとの意見があるようであるが、流通市場において、オリジナルが価格面で盗作に負けることは大いにある。すなわち、オリジナルを知らない外国の人間からすれば、味（品質）で判別することはできないため、安い盗作をオリジナルと認識する結果、オリジナルである日本のブランド農産物の価値が毀損されることになる。これは、日本の農業を揺るがす問題である。

農産物の知的財産を保護する改正種苗法が令和4年4月から完全施行され、県としても、当該改正に関する情報をホームページに掲載したり、啓発チラシを配布したりしているが、同法による持ち出し禁止の品種について、農家の方が実際にどの程度認知しているか県では把握できていないとのことである。

今のところ、海外に持ち出された事例は確認されていないが、登録品種となっている県育成品種にはウメ、カキ、ミカンも該当しており、新たな品種の開発にも取り組んでいることから、将来的に県独自の品種を守るためにも、一方的な情報発信にとどまらず、会合やセミナーといった対面で伝達する機会を増やすなど、高い意識を持ってもらうためのより周知を図る機会・手段を検討し、啓発に努めることが望まれる。

【5】各事業内容

以下に記載する各事業については、共通した監査の視点のもとで監査手続を実施しているため、冒頭にこれらを記載し、各事業での記載は省略する。

◆ 監査の視点

- (1) 事務の執行は法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか
- (3) 補助金の目的は適切か、また公益上の必要性があるか
- (4) 補助金の交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか
- (5) 補助金額の算定方法及び交付時期は適切に行われているか
- (6) 補助事業の実績報告は適切に行われているか
- (7) 補助金の効果測定・評価は適切に行われているか

◆ 監査手続

- (1) 所管課からのヒアリング
- (2) 関連する法令・条例・規則・要領・要綱、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (3) 収入支出、契約事務、補助金等に関するサンプルテスト

1. 農業委員会等運営事業

(1) 概要

所管課	農林水産総務課
概要	農地・農政問題の解決や農業経営の合理化を図るため、市町村農業委員会及び県農業会議に対し、運営費等の助成・指導を行う。
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
102,837 (翌年度繰越 額：-)	94,615 (翌年度繰越 額：-)	96,046 (翌年度繰越 額：-)	98,046 (翌年度繰越 額：-)	98,379 (翌年度繰越 額：6,240)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

2. 6次産業化ネットワーク活動推進事業

(1) 概要

所管課	農林水産総務課
概要	これまで農林漁業者単体で行われていた6次産業化の取組を地域全体へ波及し、地域の活力向上を図るため、6次産業化ネットワークの構築に向けた支援体制を整備するとともに、新商品の開発に向けた作物導入の検討や、多様な業種と連携した新商品開発や販路開拓、施設整備等の取組を支援する。
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
110,324 (翌年度繰越額：-)	10,222 (翌年度繰越額：-)	9,677 (翌年度繰越額：-)	8,129 (翌年度繰越額：-)	12,461 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

3. 中山間地域等直接支払事業

(1) 概要

所管課	農林水産総務課
概要	地域振興立法8法及び棚田地域振興法等の農振農用地区域内における急傾斜農地等生産条件が不利な1ha以上のまとまりのある農地を交付対象とする。
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
969,917 (翌年度繰越額：-)	971,574 (翌年度繰越額：-)	967,846 (翌年度繰越額：-)	891,129 (翌年度繰越額：-)	894,293 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

4. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

(1) 概要

所管課	農林水産総務課
概要	農地や土地改良施設の機能保全対策による再生、中山間地域の活性化対策による地域再生、環境保全対策や啓発活動による景観・生態系の保全を行う。
財源	財産収入（運用収入）、繰入金（基金）

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
15,810 (翌年度繰越額：-)	17,503 (翌年度繰越額：-)	17,393 (翌年度繰越額：-)	15,307 (翌年度繰越額：-)	17,496 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

5. 多面的機能支払事業

(1) 概要

所管課	農林水産総務課
概要	地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動と地域資源の適切な保全管理のための推進活動に対し、対象農用地面積に応じて支援する。 水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動に対し、対象農用地面積に応じて支援する。 老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農用地面積に応じて支援する。
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
287,314 (翌年度繰越額：-)	304,866 (翌年度繰越額：-)	279,624 (翌年度繰越額：-)	277,093 (翌年度繰越額：-)	276,489 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

6. 農林水産業競争力アップ技術開発事業

(1) 概要

所管課	農林水産総務課
概要	研究項目 和歌山県のオリジナル品種の育成 新商品開発・ブランド化技術 低コスト・省力化技術
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
62,569 (翌年度繰越 額：-)	54,117 (翌年度繰越 額：-)	52,790 (翌年度繰越 額：-)	55,618 (翌年度繰越 額：-)	52,792 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

7. 県産品販路開拓コーディネート事業

(1) 概要

所管課	食品流通課
概要	1 県内での販路開拓 商談会 in 和歌山 2 県外バイヤー等との BtoB 商談機会の創出 商談会 in 大阪、県内マッチング商談会、シェフ等産地視察 3 県産品フェアの開催 百貨店等 4 総合販売サイトを活用した通信販売 おいしく食べて和歌山モール
財源	国庫、諸収入、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
18,409 (翌年度繰越 額：-)	22,218 (翌年度繰越 額：-)	21,925 (翌年度繰越 額：-)	15,365 (翌年度繰越 額：-)	55,177 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

①公募型プロポーザル審査要領について（意見⑮）

選定の翌年度以降は随意契約となることが見込まれる保守業務等につき、公募型プロポーザルにより委託業者を選定する場合、コスト面について単年度の視点となる可能性がある。理解のある審査委員であれば、翌年度以降のランニングコストを含めたトータルコストの視点の意識を持つと思われるが、審査委員の資質に依存することになる懸念がある。そのため、審査委員がランニングコストを含めたトータルコストの視点をもって審査するように、審査に必要な視点を注書きするなど、公募型プロポーザルの審査要領への明記を検討することが望まれる。

8. わかやま紀州館運営事業

(1) 概要

所管課	食品流通課
概要	「わかやま紀州館」物産部門の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産品の販路拡大 ・ 消費者情報の収集 ・ 消費者情報の分析・還元 ・ 県産品の情報発信
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
14,967 (翌年度繰越額：-)	14,967 (翌年度繰越額：-)	15,040 (翌年度繰越額：-)	15,182 (翌年度繰越額：-)	15,182 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

9. 国内大型展示会出展事業

(1) 概要

所管課	食品流通課
概要	1. 全国食の逸品 EXPO (東京ビッグサイト) R3.8 予定 2. ふるさと祭り東京2022 (東京ドーム) R4.1 予定 3. スーパーマーケットトレードショー2022 (幕張メッセ) R4.2 予定 4. FOOD EX JAPAN 2022 (幕張メッセ) R4.3 予定
財源	諸収入、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
36,696 (翌年度繰越 額：-)	33,488 (翌年度繰越 額：-)	27,319 (翌年度繰越 額：-)	22,064 (翌年度繰越 額：-)	25,958 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

10. 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進事業

(1) 概要

所管課	食品流通課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出環境整備（マーケット情報の収集および事業者への情報提供） ・ 輸出推進体制整備（輸出促進協議会による輸出戦略の策定） ・ 海外市場開拓（展示商談会、県産品フェア、店頭販売促進活動） ・ バイヤーを招へいしての産地PR・生産現場視察、商談会 ・ 輸出アドバイザーの活用 ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備〔国補助事業〕 ・ 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等設備〔国補助事業〕 ・ GFP グローバル産地づくり推進事業〔国補助事業〕
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
25,408 (翌年度繰越額：-)	28,035 (翌年度繰越額：-)	28,189 (翌年度繰越額：260,000)	79,822 (翌年度繰越額：191,365)	26,811 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

11. わかやまブランド支援事業

(1) 概要

所管課	食品流通課
概要	1. 販路拡大に向けた研修会・個別指導を開催 2. アドバイザーによる新商品等の開発を支援 3. 中国、香港、台湾における商標（和歌山、紀州）出願を監視 4. わかやまポンチプロジェクトPR 5. 多様化するニーズの対応や生産者の所得向上に向けた県内食品流通の検討 6. 卸売市場の施設整備
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
8,371 (翌年度繰越 額：-)	30,233 (翌年度繰越 額：380,275)	8,127 (翌年度繰越 額：344,962)	6,015 (翌年度繰越 額：438,609)	4,737 (翌年度繰越 額：81,006)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

12. 高級ブランド新構築事業

(1) 概要

所管課	食品流通課
概要	<p>和歌山県産品が持つ魅力を様々な角度から PR することにより、付加価値を高めブランド力の向上を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 首都圏等における県産農産物等のブランドPRキャンペーンの企画運営 2. 和歌山食材のテロワールや機能性に着目した情報の発信 3. 情報発信力のある大手企業等とのタイアップで県産品の魅力を国内外に発信 4. 青梅の香港向けオーナー制度のPR 5. おいしく食べて美しくなるプロジェクトの拡大展開 6. 本格梅酒の魅力発信
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
13,402 (翌年度繰越額：-)	13,134 (翌年度繰越額：-)	12,262 (翌年度繰越額：-)	16,853 (翌年度繰越額：-)	15,705 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

13. 国営造成施設管理事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	国営十津川紀の川土地改良事業で造成した施設の維持管理費負担金である。
財源	分負担金、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
21,597 (翌年度繰越 額：-)	24,662 (翌年度繰越 額：-)	25,975 (翌年度繰越 額：-)	25,599 (翌年度繰越 額：-)	26,982 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

14. 国営事業等負担金事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	国営事業にかかる負担金及び森林総合研究所が実施する黒潮フル ーツライン区域農用地総合整備事業にかかる償還金である。
財源	分負担金、県債、諸収入、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
950,712 (翌年度繰越 額：-)	3,816,449 (翌年度繰越 額：-)	932,337 (翌年度繰越 額：-)	1,223,247 (翌年度繰越 額：-)	1,089,116 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

15. 国営造成施設管理体制整備促進事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	1 管理体制整備計画の策定 2 管理体制整備の推進活動 3 管理体制の整備・強化に対する支援
財源	国庫、諸収入、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
71,780 (翌年度繰越 額：-)	71,780 (翌年度繰越 額：-)	71,771 (翌年度繰越 額：-)	68,561 (翌年度繰越 額：-)	68,586 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

16. 県営畑地帯総合整備事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課			
概要	地区名	工期	総事業費	工事内容
	日向地区	R 3 ~ R 6	555,000 千円	支線水路整備 2.2 km 園内かんがい 施設一式
財源	国庫、分負担金、県債			

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
-	-	-	-	9,454
(翌年度繰越 額：-)	(翌年度繰越 額：-)	(翌年度繰越 額：-)	(翌年度繰越 額：-)	(翌年度繰越 額：11,546)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

17. 県営中山間総合整備事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課			
概要	地区名	工期	総事業費	工事内容
	別院野尻地区 海南市	H29～R 4	573,146 千円	区画整理 19.5ha
	尼寺地区 紀の川市	H30～R 5	852,239 千円	区画整理 27.3ha
	久志・中志賀 地区 日高町	H31～R 5	460,931 千円	区画整理 10.6ha
	小浦地区 日高町	R 2～R 5	376,066 千円	区画整理 11.0ha
		計	2,232,959 千円	
財源	国庫、分負担金、諸収入、県債、一般財源			

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
61,775 (翌年度繰越 額：88,002)	115,856 (翌年度繰越 額： 239,405)	62,257 (翌年度繰越 額： 358,310)	42,176 (翌年度繰越 額： 244,641)	410,677 (翌年度繰越 額：439,96 8)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

18. 基幹水利施設ストックマネジメント事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課			
概要	地区名	計画期間	総事業費	進捗率
	河南	R 2～R 6	223,520 千円	22.3%
財源	国庫、分負担金、諸収入、県債			

<決算額の推移> (単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
233,512 (翌年度繰越額：88,497)	41,995 (翌年度繰越額：176,078)	106 (翌年度繰越額：66,718)	31,566 (翌年度繰越額：41,934)	16,590 (翌年度繰越額：25,410)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

19. 県営中山間地域ほ場環境整備事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課			
概要	地区名	計画期間	総事業費	事業内容
	田殿	H31～R 4	300,000 千円	分水バルブの更新、電磁化
財源	国庫、分負担金、諸収入、県債、一般財源			

<決算額の推移> (単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
- (翌年度繰越額：-)	- (翌年度繰越額：-)	- (翌年度繰越額：84,000)	7,100 (翌年度繰越額：45,400)	1,784 (翌年度繰越額：61,216)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

20. 県単小規模土地改良事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	国の採択基準に満たない農道整備、かんがい排水、ため池保全、ほ場整備等を実施する団体への助成に要する経費
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
95,777 (翌年度繰越 額：-)	87,760 (翌年度繰越 額：-)	73,610 (翌年度繰越 額：-)	76,838 (翌年度繰越 額：-)	71,945 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

21. 県営水利施設等保全高度化事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課		
概要	地区名	計画期間	総事業費
	川辺町周辺地区	H30～R 6	1,343,243 千円
	有田・有田川 2 期地区	H30～R 6	213,270 千円
		計	1,556,513 千円
財源	国庫、分負担金、諸収入、県債		

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
73,537 (翌年度繰越 額：-)	188,920 (翌年度繰越 額： 163,823)	143,402 (翌年度繰越 額： 403,937)	148,136 (翌年度繰越 額： 179,241)	75,627 (翌年度繰越 額：55,038)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

22. 団体営農地耕作条件改善事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	全体事業費 120,000 千円 実施地区:美浜 4 期地区他 1 地区 事業主体:美浜町他 1 町 事業内容:農業用排水施設改修、農作業道改良等
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位:千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
- (翌年度繰越 額:-)	79,881 (翌年度繰越 額:95,994)	51,286 (翌年度繰越 額:61,526)	33,510 (翌年度繰越 額:17,115)	22,338 (翌年度繰越 額:14,224)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

23. 団体営農業水路等長寿命化事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	全体事業費 77,000 千円 実施地区:西丹生岡地区他 4 地区 事業主体:有田川町他 2 市町 事業内容:農業用排水施設改修、農業用送水ポンプ更新等
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位:千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
- (翌年度繰越 額:-)	- (翌年度繰越 額:-)	24,272 (翌年度繰越 額:-)	30,649 (翌年度繰越 額:3,823)	21,653 (翌年度繰越 額:-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

24. 県営ため池等整備事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	総事業費 6,072,538 千円 地区数 (ため池数) 32 地区 (32 箇所) 関係市町村：和歌山市、海南市、紀美野町、岩出市、紀の川市、橋本市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、日高町、日高川町、田辺市、白浜町
財源	国庫、分負担金、県債

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
759,761 (翌年度繰越 額： 279,992)	795,893 (翌年度繰越 額： 561,056)	632,714 (翌年度繰越 額： 842,317)	724,076 (翌年度繰越 額： 1,491,184)	248,086 (翌年度繰越 額： 1,041,081)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

25. 地すべり防止対策事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	総事業費 1,973,796 千円 地区数 3 地区 永谷 3 期 (紀美野町)、晩稲熊岡 (みなべ町)、上野東 (田辺市)
財源	国庫、県債

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
97,625 (翌年度繰越 額： 390,979)	32,657 (翌年度繰越 額：96,647)	39,170 (翌年度繰越 額： 111,622)	101,174 (翌年度繰越 額：78,647)	1,899 (翌年度繰越 額：25,842)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

26. 中山間総合農地防災事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課
概要	総事業費 537,865 千円 地区数 1 地区
財源	国庫、分負担金、県債

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
110,919 (翌年度繰越 額：26,749)	37,842 (翌年度繰越 額：20,499)	49,350 (翌年度繰越 額：-)	42,167 (翌年度繰越 額：81,999)	3,017 (翌年度繰越 額：41,949)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

27. 団体営ため池等整備事業

(1) 概要

所管課	農業農村整備課	
概要	ため池整備	1 地区 (1 箇所)
	水位計設置	1 地区 (1 箇所)
	ため池廃止 (ため池数)	2 地区 (4 箇所)
	ため池整備 (調整能力賦与)	1 地区 (2 箇所)
	ため池整備 (耐震性向上)	1 地区 (1 箇所)
	ため池整備 (緊急放流施設施工)	1 地区 (1 箇所)
財源	国庫、一般財源	

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
- (翌年度繰越 額：-)	- (翌年度繰越 額：-)	4,715 (翌年度繰越 額：5,535)	85,659 (翌年度繰越 額：61,351)	75,737 (翌年度繰越 額：42,558)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

28. 次世代野菜花き産地パワーアップ事業

(1) 概要

所管課	果樹園芸課
概要	J Aが策定する産地構造計画に基づき、ハード事業・ソフト事業で総合的に支援する。
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
-	-	176,912	171,463	180,062
(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

29. 日本一の果樹産地づくり事業

(1) 概要

所管課	果樹園芸課
概要	J A、出荷団体、協議会等が実施する下記事業への補助 1. 戦略品種の早期産地化 2. 輸出の促進 3. 生産対策の強化
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
-	-	79,008	90,358	101,486
(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

30. 農作物病虫害対策事業

(1) 概要

所管課	果樹園芸課
概要	病虫害防除に係る組織整備 病虫害の発生予察 病虫害防除技術の導入指導 特殊病虫害等まん延防止
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
7,147 (翌年度繰越 額：-)	7,716 (翌年度繰越 額：-)	6,013 (翌年度繰越 額：-)	11,381 (翌年度繰越 額：-)	12,076 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

31. わかやま農産物安心プラス強化事業

(1) 概要

所管課	果樹園芸課
概要	・ 県産農産物の安全確保の推進 ・ 制度の P R ・ ふるさと認証食品の推進 ・ G A P 手法の推進
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
10,631 (翌年度繰越 額：-)	10,839 (翌年度繰越 額：-)	10,411 (翌年度繰越 額：-)	12,348 (翌年度繰越 額：-)	11,094 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

32. 農作物鳥獣害防止総合対策事業

(1) 概要

所管課	果樹園芸課
概要	農作物鳥獣害防止総合対策事業 ・有害鳥獣捕獲推進 ・防護柵等設置支援 ・人材育成 ・環境整備
財源	国庫、一般財源、手数料、財産収入（運用収入）

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
388,970 (翌年度繰越 額：-)	348,417 (翌年度繰越 額：-)	377,279 (翌年度繰越 額：-)	414,184 (翌年度繰越 額：-)	385,259 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

33. 農地流動化支援事業

(1) 概要

所管課	経営支援課
概要	規模縮小農家等から農地を借入れ又は買入れ、認定農業者等へ貸付け又は売渡す農地中間管理機構（県農業公社）に対して助成を行い、担い手への農地の集積・集約化を促進する。
財源	国庫、財産収入（運用収入）、繰入金（基金）、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
41,567 (翌年度繰越 額：-)	43,027 (翌年度繰越 額：-)	45,346 (翌年度繰越 額：-)	48,393 (翌年度繰越 額：-)	57,357 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

34. 攻めの農業実践支援事業

(1) 概要

所管課	経営支援課
概要	新たな協業組織・農業法人、農協（出資法人含む）の営農発展計画を評価委員会で審査・認定し、その組織が認定された計画の達成に向けて行う規模拡大や人材育成、販路拡大等の取組に対して助成を行い、県農業を担う中心的な経営体の育成を図る。
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
-	-	-	27,685	23,142
(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

35. 和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業

(1) 概要

所管課	経営支援課
概要	農地中間管理機構が借り入れまたは買い受けた遊休農地について機構がその解消や修復、貸付までの管理に要する経費や機構の運営に要する経費に対して助成を行い、担い手への農地集積・集約を促進する。
財源	一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
-	-	-	14,233	36,370
(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)	(翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

36. 農業担い手対策事業

(1) 概要

所管課	経営支援課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青年層の新規就農、定着促進 ・ 認定就農者の育成 ・ (公財) 県農業公社への補助
財源	国庫、諸収入、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
328,060 (翌年度繰越額：-)	251,204 (翌年度繰越額：-)	208,699 (翌年度繰越額：-)	222,063 (翌年度繰越額：-)	197,168 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

37. 地域農業再編普及活動事業

(1) 概要

所管課	経営支援課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術導入総合支援活動 新たな技術の普及を推進し、先進的な農業経営を支援する。 ・ 地域農業改革支援活動 消費者ニーズに応じた農産物の供給や環境に配慮した農業生産の支援、地産地消の推進や、農地の有効利用を促進する取組を支援する。また、地域における学校教育支援を実施する。 ・ 農業機械効率化安全対策活動 地域ぐるみの農作業事故防止対策を推進する。
財源	国庫、一般財源

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
12,554 (翌年度繰越額：-)	12,909 (翌年度繰越額：-)	12,560 (翌年度繰越額：-)	11,808 (翌年度繰越額：-)	12,100 (翌年度繰越額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

38. 農業近代化資金等運営管理事業

(1) 概要

所管課	経営支援課		
概要	○利子補給		
	資金名	貸付限度額	借受対象者
	農業近代化資金	個人 1800 万円、 法人 2 億円、 共同 15 億円	農業者
	農業経営改善促進資金	個人 500 万円、 法人 2000 万円	認定農業者
	農業経営基盤強化資金	個人 3 億円、 法人 10 億円	認定農業者
	農業経営負担軽減支援資金	限度額なし (負債残額)	農業者
	○(株)日本政策金融公庫資金貸付に係る調査・指導		
財源	諸収入、一般財源		

<決算額の推移>

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
22,446 (翌年度繰越 額：-)	24,079 (翌年度繰越 額：-)	20,909 (翌年度繰越 額：-)	18,868 (翌年度繰越 額：-)	16,555 (翌年度繰越 額：-)

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

39. 養成事業

(1) 概要

所管課	経営支援課
概要	1 時代に即した実習重視型カリキュラムの編成 2 年間教育計画に基づく講義、実験、演習、実習教育 3 先進地見学研修、インターンシップの実施 4 生産から加工・販売まで体系的教育（アグリビジネス学科） 5 新たな魅力づくり（スマート農業の導入、柿の輸出、GAP等）
財源	国庫、使用料（使用料）、財産収入（売払収入）、一般財源

<決算額の推移>

（単位：千円）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
22,079	18,000	15,521	19,522	12,678
（翌年度繰越 額：-）	（翌年度繰越 額：-）	（翌年度繰越 額：-）	（翌年度繰越 額：-）	（翌年度繰越 額：-）

(2) 監査の結果及び意見

特になし。

以 上